

令和2年度第1回

浜松市

障害者施策

推進協議会

会議資料

CONTENTS

▶ 資料1	第3次浜松市障がい者計画の概要	1ページ
▶ 資料2	第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第6期浜松市障がい児福祉実施計画について	10ページ
▶ 資料3	障害福祉に関するアンケート調査報告書結果の概要	13ページ
▶ 資料4	新型コロナウイルス対策関連（令和2年度補正予算）	35ページ

【資料1】第3次浜松市障がい者計画の概要

第1部

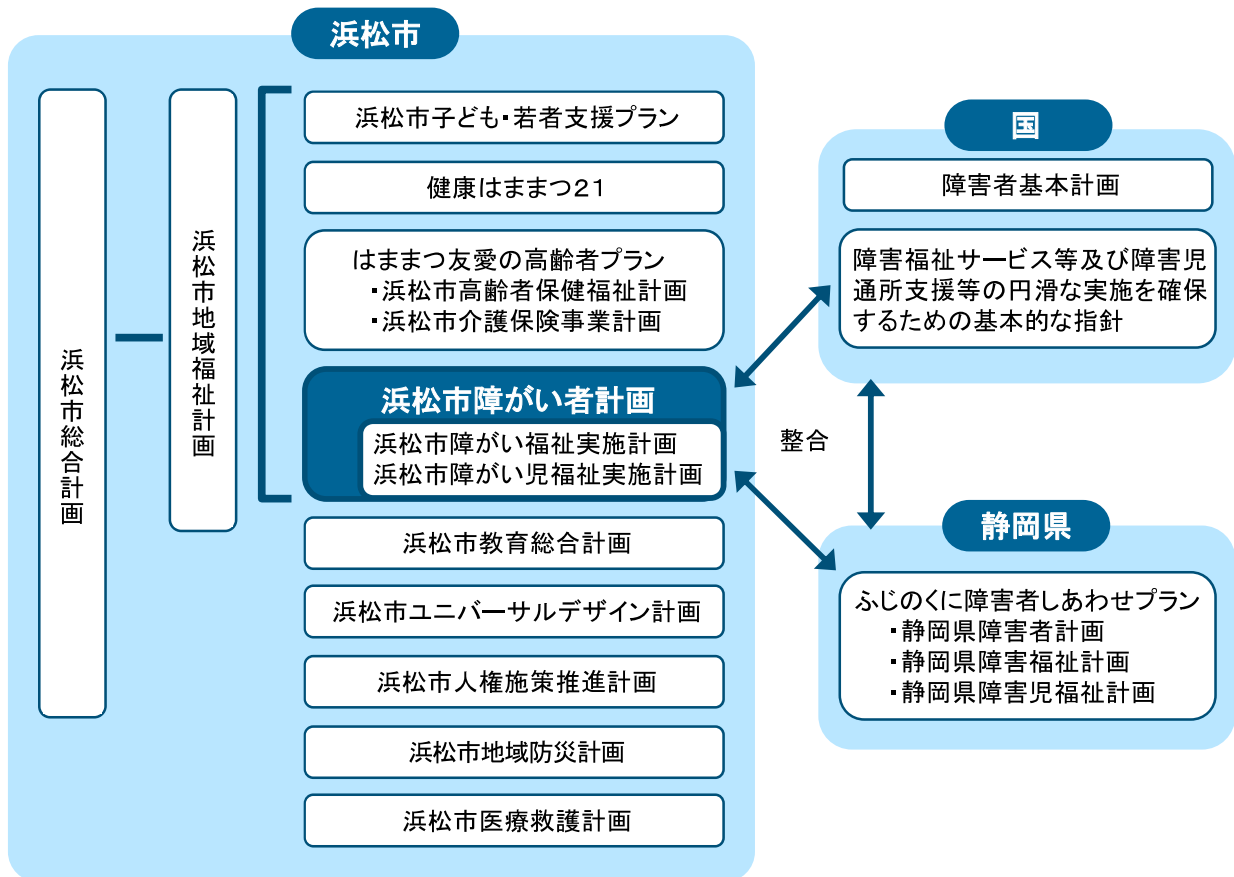
障がい者計画

2 計画の位置付け

(1) 法的根拠

障がい者計画は、障害者基本法²第11条の規定に基づく市町村障害者計画として策定するものです。また、障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法³」）第88条及び児童福祉法⁴第33条の20の規定に基づく市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画として策定するものです。

これらの計画を一体的に策定するとともに、浜松市の将来像を定めた都市づくりの目標である浜松市総合計画⁵及び社会福祉法の規定に基づく浜松市地域福祉計画その他法律の規定による計画で障がいのある人等の福祉に関する事項を定めるものと連携して推進します。



2 障害者基本法：障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。
 3 障害者総合支援法：地域社会における共生の実現に向けて、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。
 4 児童福祉法：児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的な法律。
 5 浜松市総合計画：浜松市の都市づくりの目標となる計画。

(2) 計画の対象

この計画における「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい⁶のある人や難病患者とします。精神障がいには、高次脳機能障がい⁷、認知症等も含まれます。障がいのある人の家族や取り巻く地域、そして社会全体への働きかけも含め、障がいのある人の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

【障害者基本法第2条第1項】

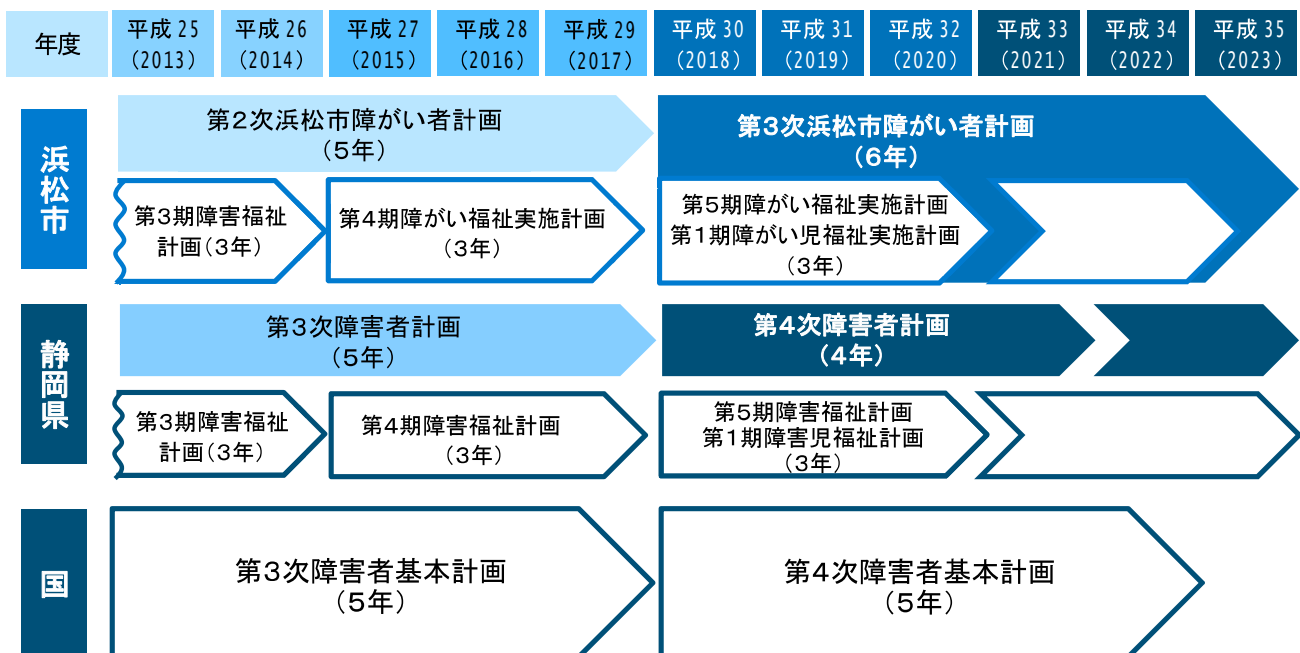
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁⁸により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 35（2023）年度までの6年間です。

ただし、国の制度改革や社会経済情勢の変化に対し、必要に応じて見直しを行います。

また、一体的に策定する障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画の期間は、国が定める基本指針により、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間とします。



6 発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。

7 高次脳機能障がい：怪我や病気等により脳の損傷を負うことで、記憶障がい、注意障がい等、脳の認知機能に障がいが起こる状態。

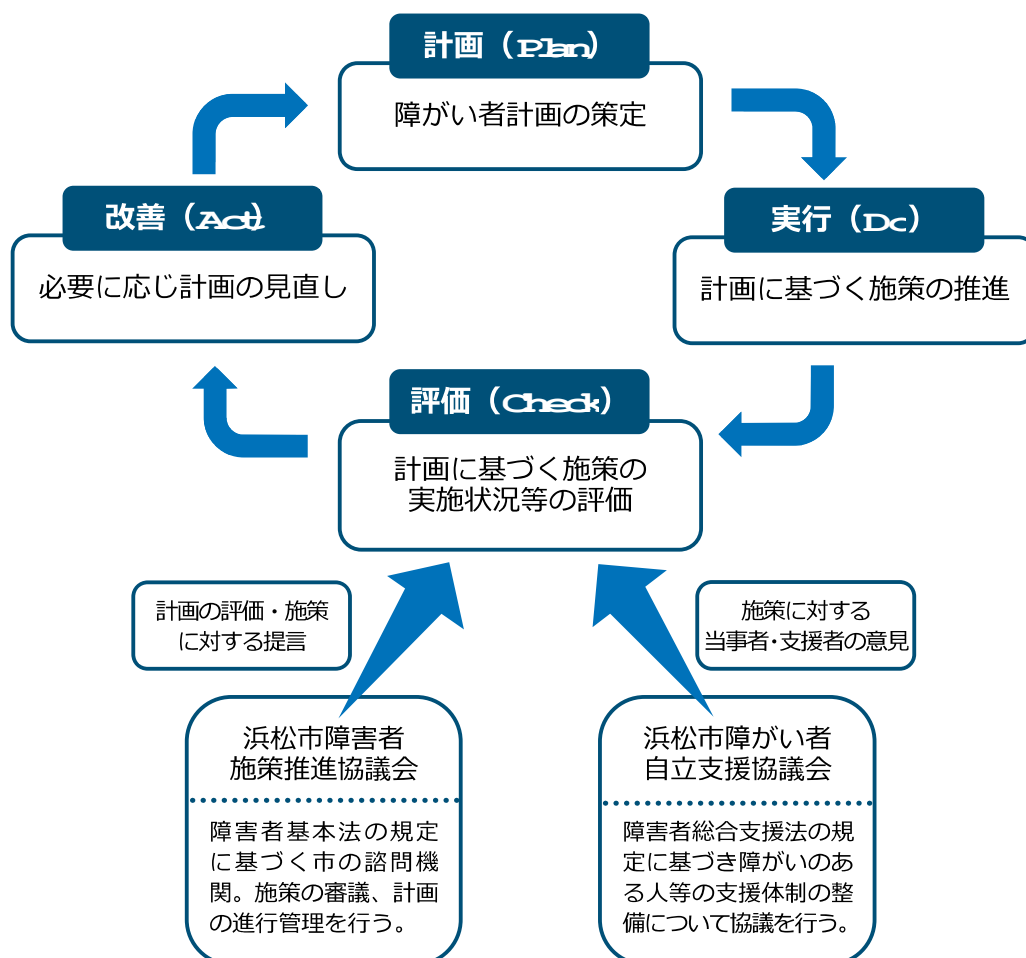
8 社会的障壁：障がいのある人が日常生活又は社会生活するうえで支障となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの。

3 計画の推進体制

障害者基本法に基づき、浜松市が設置する附属機関で、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議等を行う「浜松市障害者施策推進協議会」、当事者等及び障がい者関係団体より構成する「浜松市障がい者自立支援協議会」、計画の実施主体である浜松市が、相互に連携して施策を進めます。

また、PDCAサイクル⁹の考え方のもと、計画における成果目標及び実績については、「浜松市障害者施策推進協議会」や「浜松市障がい者自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

【PDCA サイクルのイメージ】



9 PDCAサイクル：業務を円滑に進めるために Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返すこと。

第1部

障がい者計画

年月		障がい福祉施策の動向
平成 17 (2005) 年	4月	・ 発達障害者支援法の施行 (発達障がいの定義、発達障がいへの理解促進、発達障害者支援センターの設置等)
平成 18 (2006) 年	4月	・ 障害者自立支援法の施行 (就労支援の強化、障害程度区分によるサービス基準の明確化、サービス提供主体の市町村への一元化等)
	12月	・ バリアフリー新法の施行 (高齢者や身体障がいのある人等の移動の円滑化等)
平成 22 (2010) 年	12月	・ 改正障害者自立支援法の施行 (利用者負担の見直し、発達障がい対象として明確化等)
平成 23 (2011) 年	8月	・ 改正障害者基本法の施行 (障がいのある人の定義の見直し、差別の禁止)
平成 24 (2012) 年	10月	・ 障害者虐待防止法 ²⁴ の施行 (虐待の分類、虐待を発見した国民の通報義務、市町村虐待防止センター・都道府県権利擁護センターの設置等)
平成 25 (2013) 年	4月	・ 障害者総合支援法の施行 (難病患者を対象として追加、障がい者サービスの一元化、地域生活支援事業の追加等)
		・ 障害者優先調達推進法の施行 (国や地方公共団体による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等)
平成 26 (2014) 年	1月	・ 障害者権利条約を批准
	4月	・ 改正精神保健福祉法の施行 (保護者制度の見直し、医療保護入院の手続きの見直し等)
平成 27 (2015) 年	1月	・ 難病法の施行 (医療費助成の対象疾病の拡大等)
平成 28 (2016) 年	4月	・ 障害者差別解消法の施行 (障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等)
		・ 障害者雇用促進法の施行 (雇用分野での障がい者差別禁止、合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加える)
	5月	・ 成年後見制度利用促進法の施行 (成年後見制度の利用の促進のための基本計画の策定等)
平成 30 (2018) 年	8月	・ 改正発達障害者支援法の施行 (ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族等も含めたきめ細かな支援を推進、発達障害者支援地域協議会の設置等)
	4月	・ 改正障害者総合支援法の施行 (「自立生活援助」、「就労定着支援」の創設等)
		・ 地域包括ケアシステムの強化のための改正介護保険法等の施行 (地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等)
		・ 改正児童福祉法の施行

※法令等の名称は略称となっています。

²⁴ 障害者虐待防止法：障がいのある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

1 基本理念

支え合いによって、
住み慣れた地域で
希望を持って
安心して暮らすことが
できるまち

第3章

計画の基本理念等

【参考】前計画(第2次浜松市障がい者計画
<H25~H29>)の基本理念

希望を持って
安心して暮らすことが
できるまち

2 基本目標

基本目標 Ⅰ

地域で安心して暮らすための 地域社会への理解促進

“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”を目指すにあたり、同じ地域で生活する人同士の相互理解が大切です。

地域社会への理解促進を進めるには、啓発・広報活動を行うだけでなく、障がいのある人が地域へ出て様々な人たちと交流し、関係をつくることにより、地域とのつながりを持つことが重要です。

障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会、生涯を通して地域の一員として暮らしていくことができる地域づくりを目指します。

基本目標 Ⅱ

自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無にかかわらず、だれもが平等に人権を持つかけがえのない個人として尊重されなければなりません。

障がいのある人一人ひとりが、自己決定と自己選択により、必要とする障害福祉サービスをはじめとした各種支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

また、権利の主張が困難な判断能力の不十分な人に対しては、個人の尊厳を尊重したうえで、適切な意思決定の支援を行い、権利・利益の保護を図ります。

基本目標
Ⅲ

地域生活を支えるための サービス提供基盤の更なる充実

自己決定と自己選択を尊重するとともに、それらを実現できる環境を整えていかなければなりません。自立支援の観点から、入所施設等からの地域生活への移行や就労支援に対応したサービス提供基盤の計画的な整備を行います。

そして、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支援を身近な地域で受けられるよう、サービス提供の拠点づくりを行い、浜松市社会福祉協議会をはじめとした地域の社会資源を最大限に活用したサービスの提供体制の整備を進めます。

また、障がいがあることに加えて、女性や子ども、高齢者であることによって複合的に困難な状況に置かれやすい人に対して、自立し、安心して暮らしていけるよう、それぞれの状況に配慮したきめ細かな支援を行います。

基本目標
Ⅳ

ともに支え、ともに暮らす 地域でつながる“輪”づくり

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの希望に丁寧に向き合い、心身の状況に応じて適切なサービスや支援を組み合わせる包括的な相談支援（ケアマネジメント）により、障がいのある人とその家族を包む“輪”をつくります。

また、個別支援会議で解決できない課題は、身近な地域の相談窓口である区役所と障害者相談支援事業所²⁵を中心とした福祉、保健、医療、教育、労働、地域等の関係者からなる浜松市障がい者自立支援協議会で地域全体の課題として共有し、解決に向けて取り組みます。

さらに、地域共生社会の理念に基づき、制度や分野の枠を超えて、地域住民と資源がつながり、障がいのある人とその家族を包む“地域の輪”をつくり、地域の支え合いによってともに暮らすことができる社会の実現を目指します。

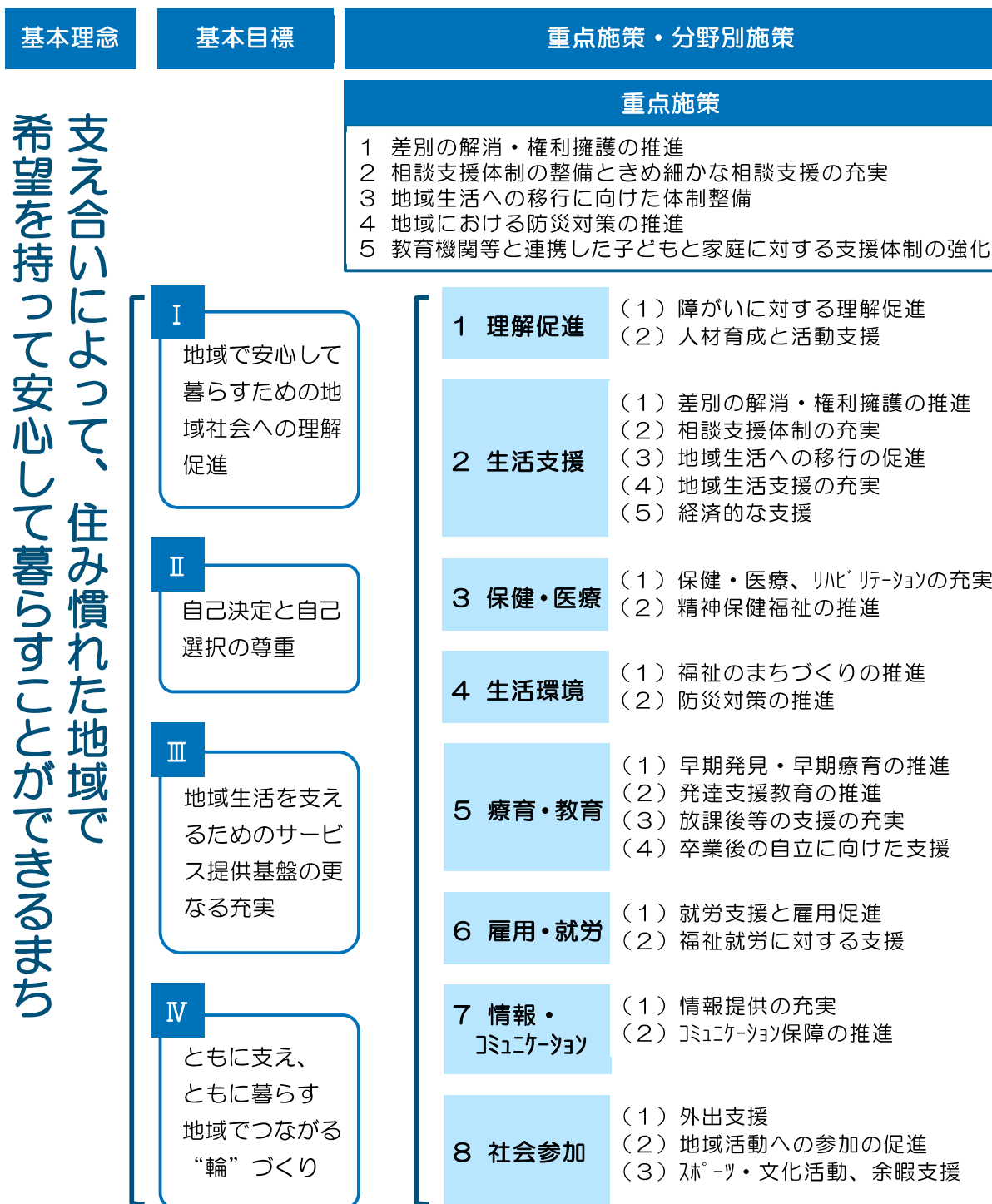
第3章

計画の基本理念等

25 障害者相談支援事業所：障がいのある人とその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助等を行う。また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。

3 計画の体系

計画の基本理念である“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”のもと、4つの基本目標と5つの重点施策、8つの分野別施策を定め総合的かつ計画的に推進します。



※基本目標、重点施策・分野別施策の番号は優先順位を表すものではありません。

●重点施策2 関連

障がい者相談支援事業所の再編	健康福祉部障害保健福祉課 電話:457-2860
----------------	-----------------------------

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	168,890	76,287	0	0	92,603

※障害者地域生活支援事業 相談支援事業 218,934 千円の一部

目的	障がいのある人の自立した日常生活を支援するため、相談支援事業所を再編し、相談支援体制を強化する。
背景	障がいの重複化や障がいのある人や家族の高齢化などにより、相談内容が多様化・困難化する中、障がい者相談支援事業所には、各障害種別に対応可能な人材の配置や訪問相談を主体とした支援が必要となっている。
事業内容	障がい者相談支援事業所の運営（再編時期 令和2年4月1日） <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの担当圏域との整合性を図りながら、現在の15か所のうち発達医療総合福祉センターの相談機能であるシグナルを除く14か所を5か所に再編 ・相談員を集約（1事業所4人～7人）して配置することで、障がい種別に応じた相談や訪問相談の実施体制を整備

再編後の障がい者相談支援事業所

No.	名称	相談 圏域	受託者	開設場所	相談員
1	浜松市中障がい者 相談支援センター	中区	浜松市中障がい者相談支援センター 共同運営協議会 【構成法人】 (福)聖隷福祉事業団、(福)小羊学園 (特非)遠州精神福祉をすすめる市民の会	和合せいれいの里内 (和合町)	7人
2	浜松市東障がい者 相談支援センター	東区	浜松市東障がい者相談支援センター 共同運営協議会 【構成法人】 (医社)至空会、(福)天竜厚生会	東区役所 2階	4人
3	浜松市西・南障がい者 相談支援センター	西区 南区	浜松市西・南障がい者相談支援センター 共同運営協議会 【構成法人】 (医)好生会、(福)ひかりの園、 (福)復泉会、(福)和光会	西区役所 3階	6人
4	浜松市北障がい者 相談支援センター	北区	浜松市北障がい者相談支援センター 共同運営協議会 【構成法人】 (福)小羊学園、(福)聖隷福祉事業団	北区役所 3階	4人
5	浜松市浜北・天竜障がい 者相談支援センター	浜北区 天竜区	浜松市浜北・天竜障がい者相談支援 センター共同運営協議会 【構成法人】 (福)天竜厚生会、(福)みどりの樹	浜北保健センター 1階	4人
-	障がい者相談支援事業所 「シグナル」		(福)浜松市社会福祉事業団	浜松市発達医療総合 福祉センター内	4人

●重点施策3 関連

〈新規〉精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築推進事業	健康福祉部障害保健福祉課 電話：457-2213
-------------------------------	-----------------------------

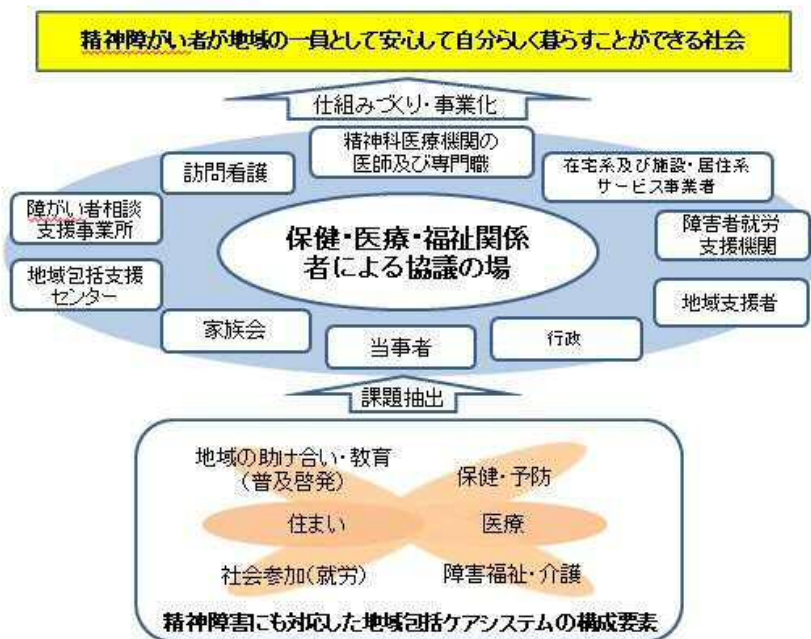
(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	636	316	0	0	320

※ここの健康づくり推進事業 2,243 千円の一部

目的	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まいなど、包括的に地域で支える仕組みを構築する。								
背景	<ul style="list-style-type: none"> 精神科病院の入院患者のうち退院可能な人の一部について、住まいの確保や、在宅サービスなど地域における支援体制がないことから、退院が困難になっている。 精神障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、地域の精神保健・医療・福祉の一体的な取組みの推進が必要である。 								
事業内容	長期入院者の退院促進の取組みに加えて、精神障がいのある人に対する差別や偏見をなくすための普及啓発など、包括的に地域で支える体制づくりを目指す。								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">事業内容</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健・医療・福祉関係者による協議の場</td> <td>地域における課題の共有、目標設定、工程表・手段の承認、事業全体の評価・見直しについて協議</td> </tr> <tr> <td>専門部会</td> <td>地域における課題について、調査等を行い、解決に向けた対策や仕組みを検討</td> </tr> <tr> <td>地域移行関係職員研修</td> <td>精神障がいのある人の地域移行支援に従事する医療機関や地域援助事業者等に対する研修</td> </tr> </tbody> </table>	事業内容	概要	保健・医療・福祉関係者による協議の場	地域における課題の共有、目標設定、工程表・手段の承認、事業全体の評価・見直しについて協議	専門部会	地域における課題について、調査等を行い、解決に向けた対策や仕組みを検討	地域移行関係職員研修	精神障がいのある人の地域移行支援に従事する医療機関や地域援助事業者等に対する研修
	事業内容	概要							
	保健・医療・福祉関係者による協議の場	地域における課題の共有、目標設定、工程表・手段の承認、事業全体の評価・見直しについて協議							
専門部会	地域における課題について、調査等を行い、解決に向けた対策や仕組みを検討								
地域移行関係職員研修	精神障がいのある人の地域移行支援に従事する医療機関や地域援助事業者等に対する研修								

精神障がい者を包括的に地域で支える仕組みづくりのイメージ



【資料 2】

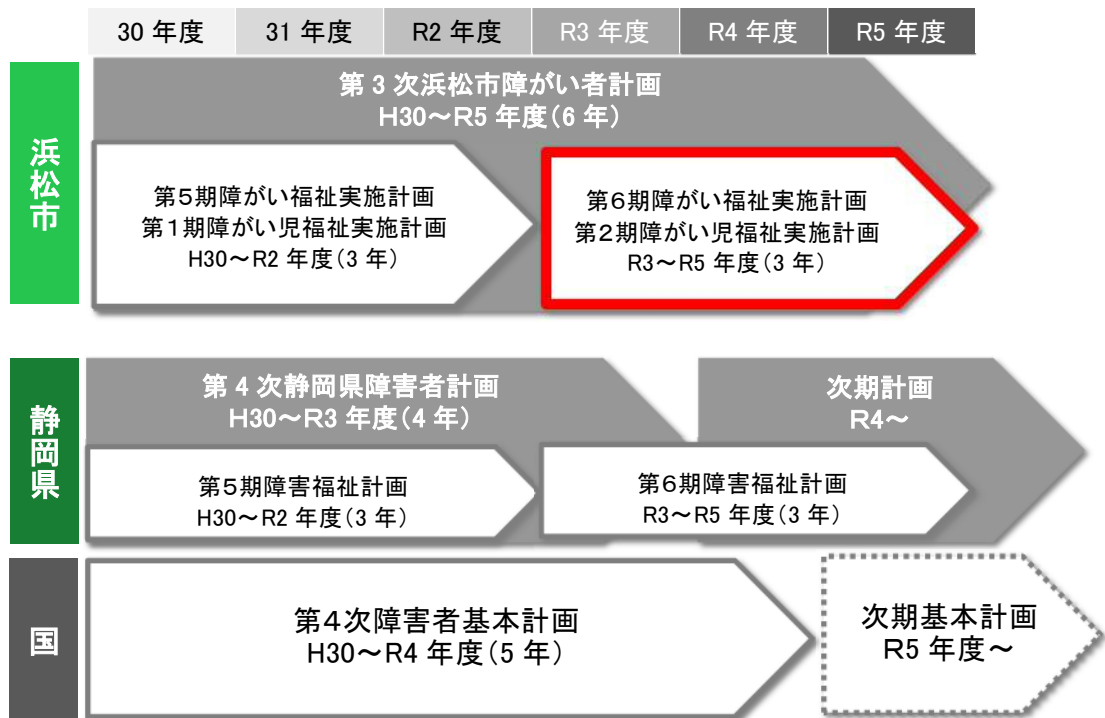
第 6 期浜松市障がい福祉実施計画及び第 2 期浜松市障がい児福祉実施計画について

1 計画の目的

第 6 期浜松市障がい福祉実施計画及び第 2 期浜松市障がい児福祉実施計画は、国が定める基本指針に即し策定するもので、障がいのある人と障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等にかかる令和 5 年度末の数値目標を設定するとともに、令和 3 年度から令和 5 年度までの障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。なお、「第 3 次浜松市障がい者計画」分野別施策のきめ細かな取組みの「2 生活支援」に関する部分の実実施計画として位置付けています。



3 国が定める成果目標

項目	国の基本指針
1 福祉施設入所者の地域への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・ R 元年度末時点の施設入所者数の 6%以上が R5 年度末までに地域へ移行 ・ R5 年度末時点の施設入所者数を R 元年度末時点の施設入所者数から 1.6%削減
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>県で設定</p>
3 地域生活支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5年度末までに1つの拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討
4 福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5年度までにR元年度実績の1.27 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行 ・ R5年度までにR元年度実績の1.30 倍以上が就労移行支援により一般就労へ移行 ・ R5年度までにR元年度実績の1.26 倍以上が就労継続支援 A型により一般就労へ移行 ・ R5年度までにR元年度実績の1.23 倍以上が就労継続支援 B型により一般就労へ移行 ・ R5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用 ・ R5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上
5 障害児支援の提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5年度末までに児童発達支援センターを1カ所以上設置 ・ R5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築 ・ R5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保 ・ 医療的ケア児支援のため、R5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
6 相談支援体制の充実・強化等(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保
7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

障がい福祉実施計画策定スケジュール

令和2年6月30日

実施時期		事項	主な内容等
R1 12月		浜松市の福祉に関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 実施期間 12/6~12/23 障がい児者2,500人を対象に実施
R2 5月	19日	厚生労働省 基本指針告示	
R2 6月	30日	第1回浜松市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関するアンケート調査報告 障害福祉計画基本指針
R2 7月	未定	第1回浜松市障害者自立支援協議会 当事者部会	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関するアンケート調査報告 障害福祉計画基本指針
R2 9月	8日	第1回浜松市障害者自立支援協議会 市全体会	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関するアンケート調査報告 障害福祉計画基本指針 障がい福祉実施計画素案
	未定	第2回浜松市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉実施計画素案
	未定	第1回浜松市精神保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関するアンケート調査報告 障害福祉計画基本指針 障がい福祉実施計画素案
R2 10月	未定	第3回浜松市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉実施計画案
	未定	第2回浜松市障害者自立支援協議会 当事者部会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉実施計画案
R2 11月	未定	厚生保健委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントの実施
	未定	パブリック・コメント実施	<ul style="list-style-type: none"> 実施期間 11/15~12/15 (予定)
R3 2月	8日	第2回浜松市障害者自立支援協議会 市全体会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉実施計画修正案
	未定	第3回浜松市障がい者自立支援協議会 当事者部会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉実施計画修正案
	未定	第4回浜松市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉実施計画修正案
	未定	第2回浜松市精神保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉実施計画修正案
	未定	厚生保健委員会報告	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉実施計画修正案
R3 4月	1日	計画施行	

0 アンケート
実施概要

回答者の個人属性

1 暮らしについて

3 療育・教育
について

4 福祉サービス等
の利用について

6 将来について

9 浜松市の障がい
福祉施策について

浜松市 障がい福祉に関するアンケート調査報告書 結果概要

令和2年 6月30日

障がい福祉に関するアンケート調査実施概要

1 調査の目的

浜松市の障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定する上での基礎資料とするため、障がいのある人の生活実態や障害福祉サービスの利用状況、今後の意向を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

2 調査対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、障害福祉サービスを利用されている方、児童通所サービスを利用されている方から無作為抽出

3 調査項目

A票：42問
B票：38問

4 調査方法

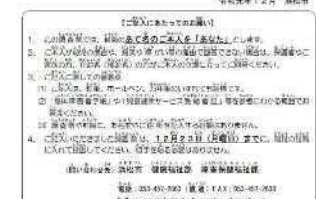
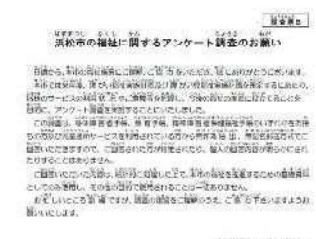
郵送により実施（自記式）

5 調査期間

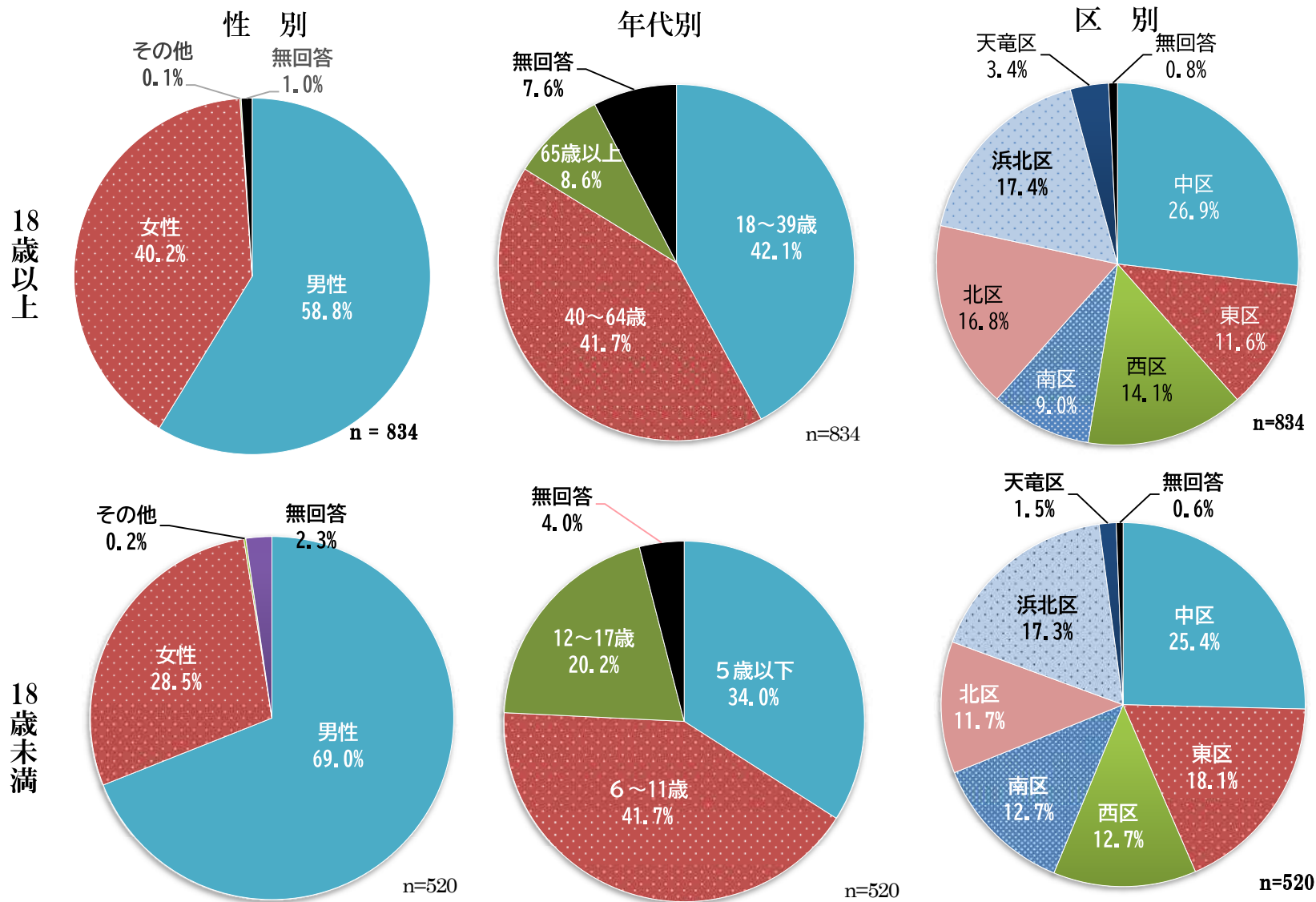
発送：令和元年12月6日（金）～令和元年12月23日（月）までの期間

6 回収結果

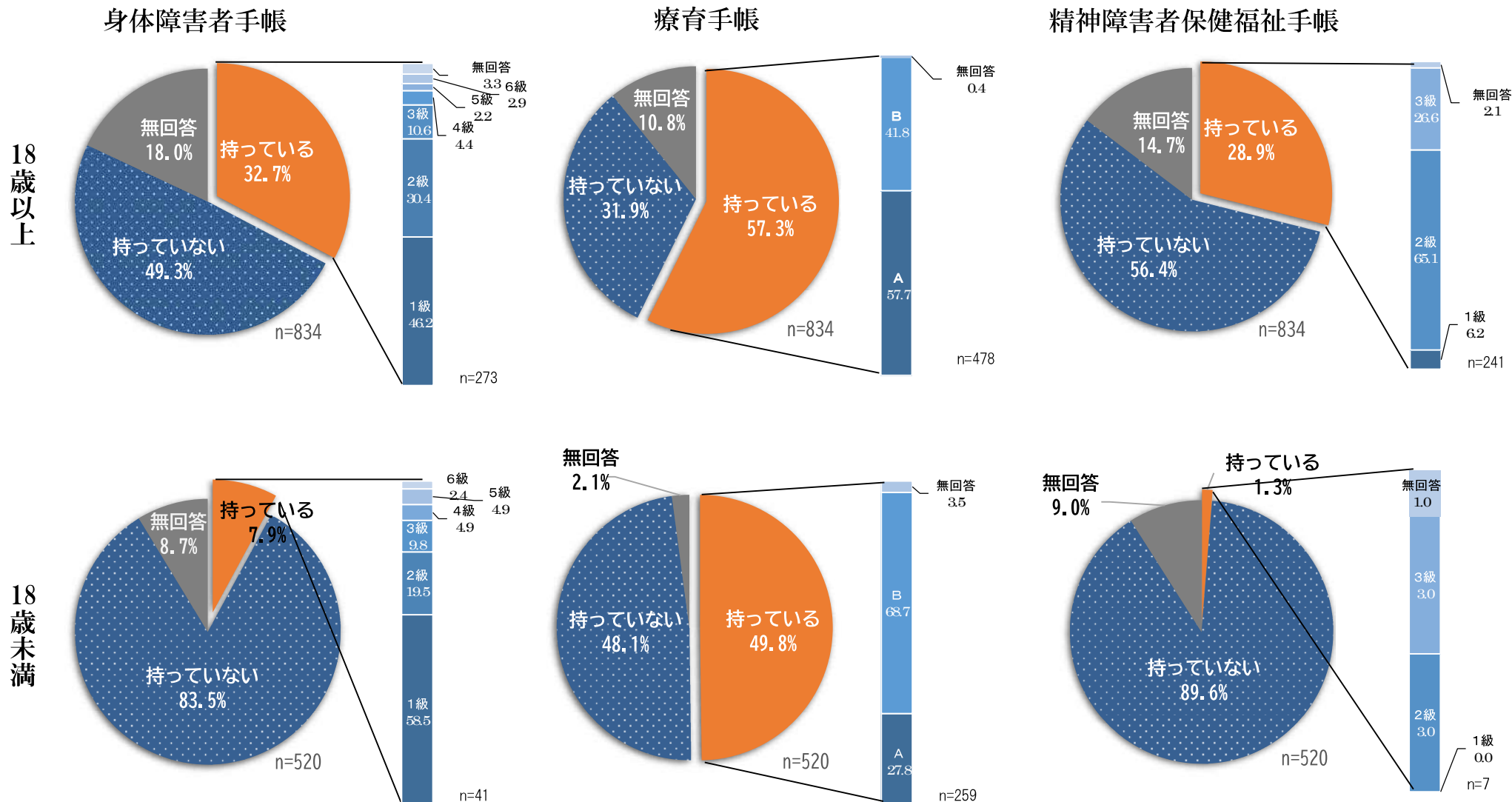
調査票	調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
A	18歳以上の障がいのある人	1,500	834	55.6%
B	18歳未満の障がいのある人	1,000	520	52.0%
合計		2,500	1,354	54.2%



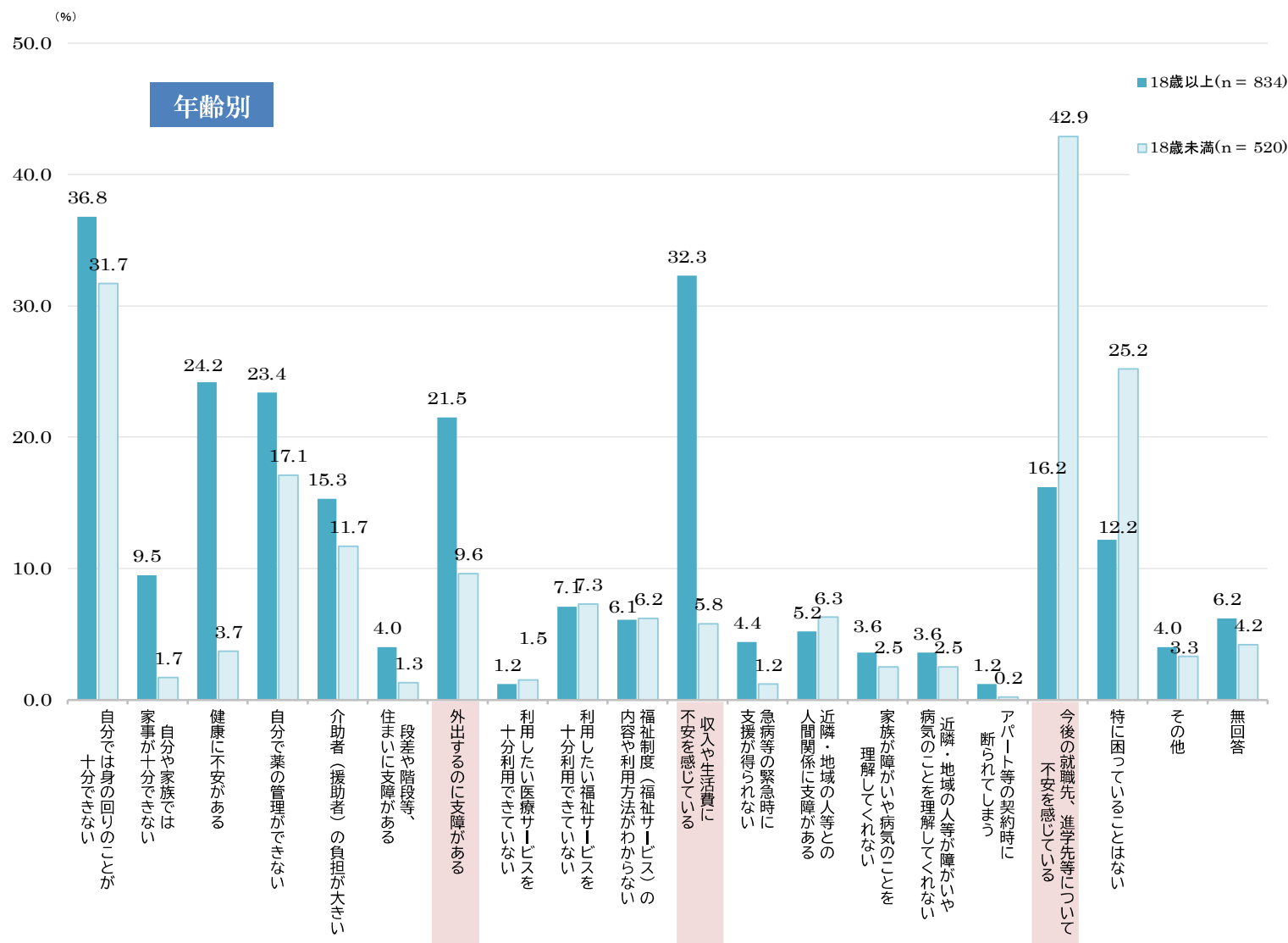
回答者の個人属性 (性別・年代別・区別)



回答者の個人属性 (身体・療育・精神)

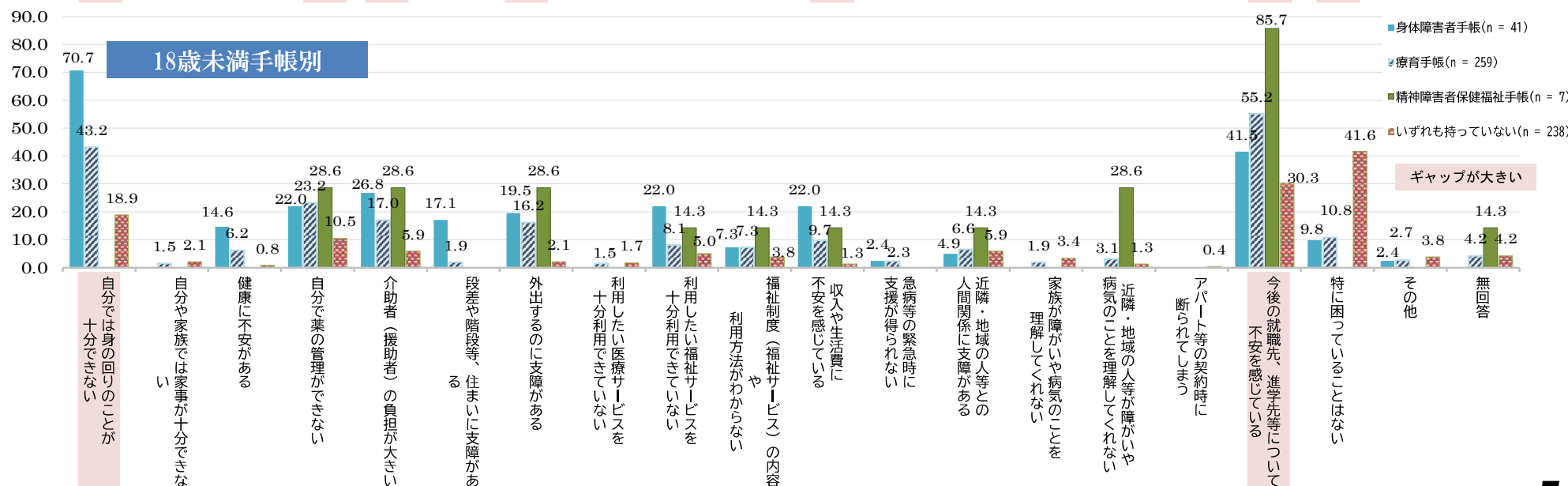
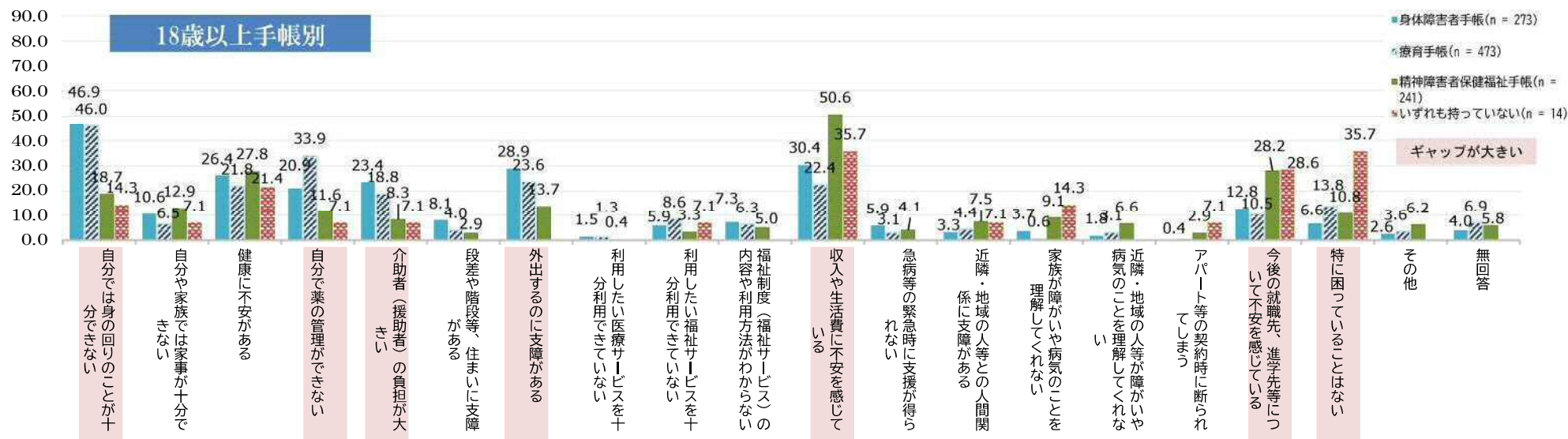


日常生活で困っていること 〈複数回答〉 [18歳以上…問12・18歳未満…問9]



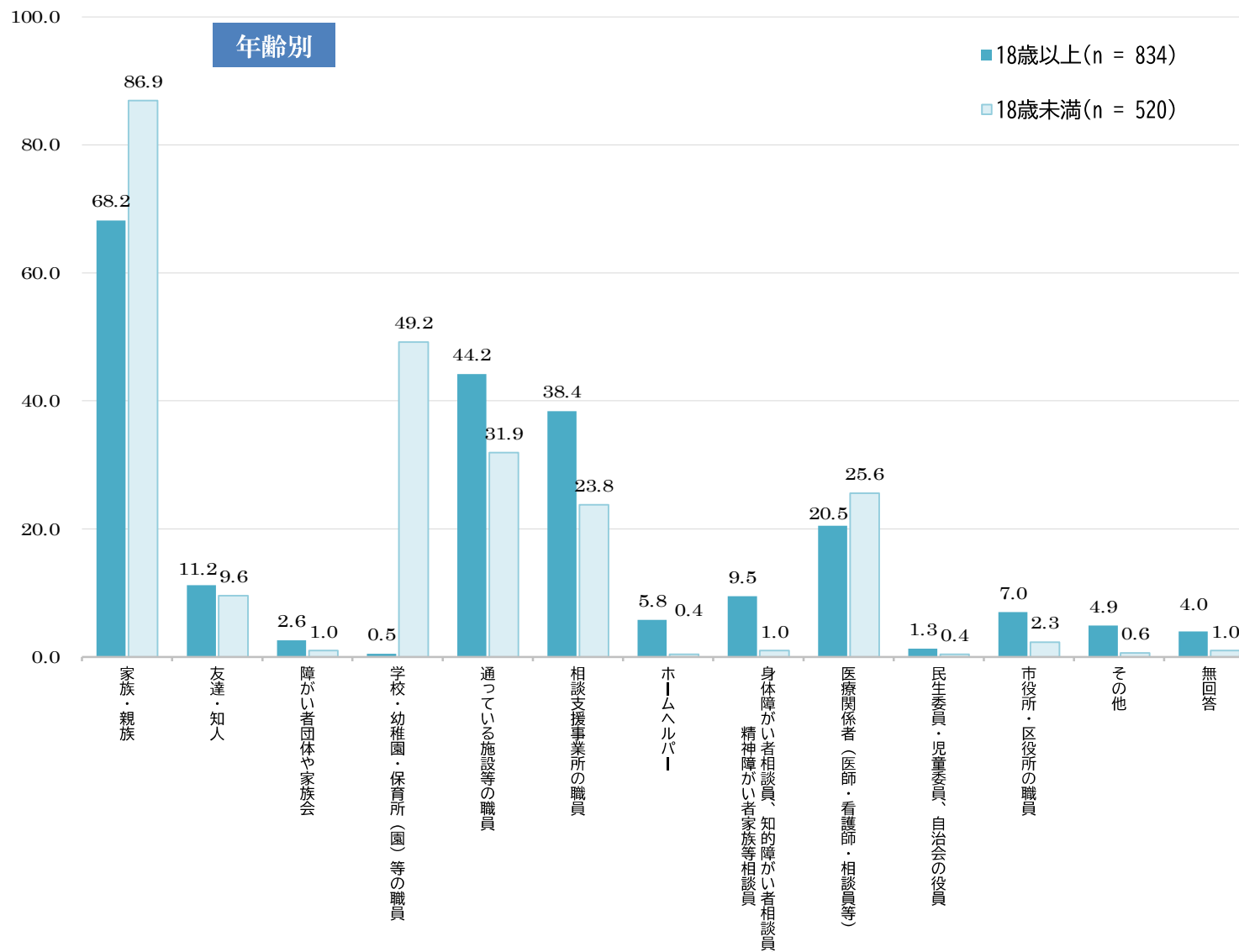
- 「18歳以上」の首位「自分では身の回りのことが十分できない」、「18歳未満」の首位「今後の就職先、進学先等について不安を感じている」
- 「外出するのに支障がある」「収入や生活費に不安を感じている」「今後の就職先、進学先等について不安を感じている」では年齢ギャップが大きい
- 手帳別では、「身体」「療育」では「自分では身の回りのことが十分できない」が年齢に関係なく高い
- 18歳未満では、特に「精神」が「今後の就職先、進学先等について不安を感じている」割合が高い

日常生活で困っていること 〈複数回答〉 [18歳以上…問12・18歳未満…問9]



困ったときに相談する相手 〈複数回答〉

[18歳以上…問13・18歳未満…問10]

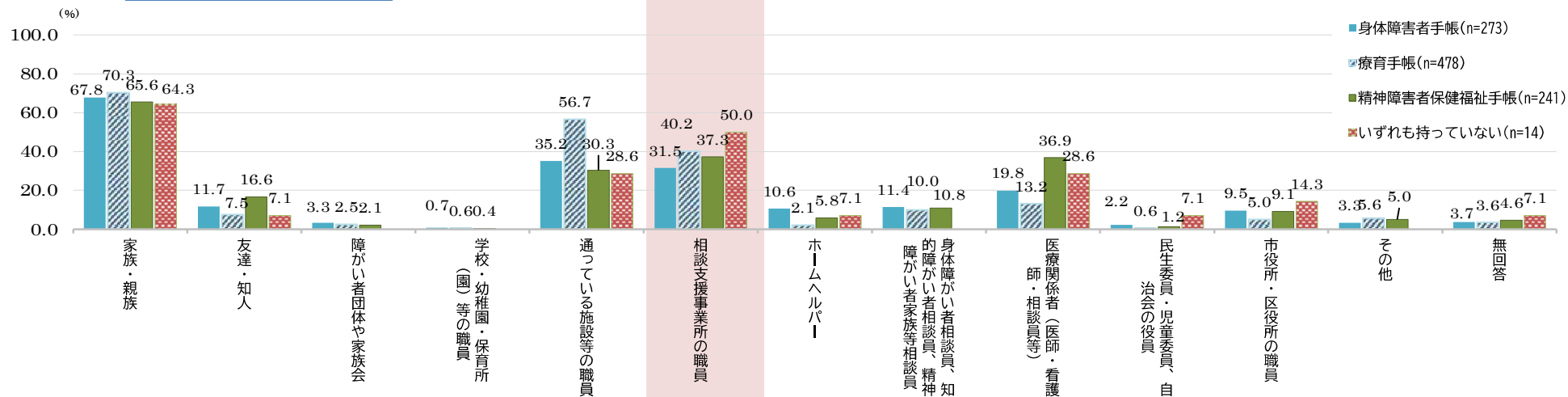


- 「18歳以上」では、「家族・親族」「通っている施設等の職員」「相談支援事業所の職員」の順に高い
- 「18歳未満」では、「家族・親族」「学校・幼稚園・保育所(園)等の職員」「通っている施設等の職員」の順に高い。
- 「相談支援事業所」は「18歳以上」では3番目、「18歳未満」では4番目
- 「相談支援事業所」は「18歳以上」では「療育」「精神」「身体」の順となっており、「療育」と「身体」の差は10ポイントほど。「18歳未満」では「身体」「療育」「精神」の順となっており、「身体」と「精神」の差は約25ポイント。「精神」は2割をきっており、他の手帳所持者と大きな開きがある

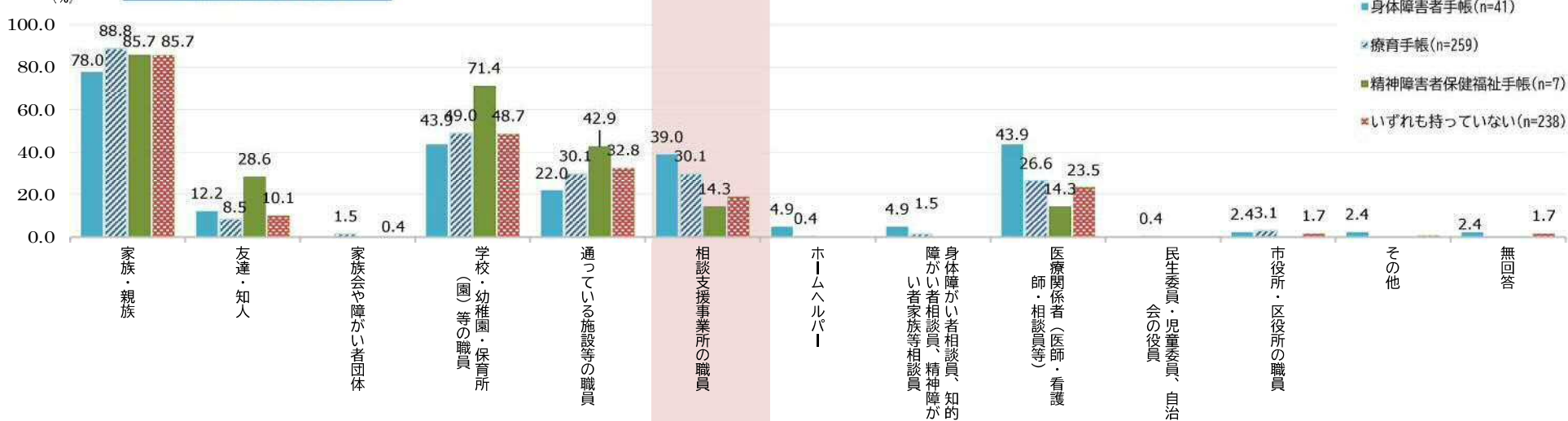
困ったときに相談する相手 〈複数回答〉

[18歳以上…問13・18歳未満…問10]

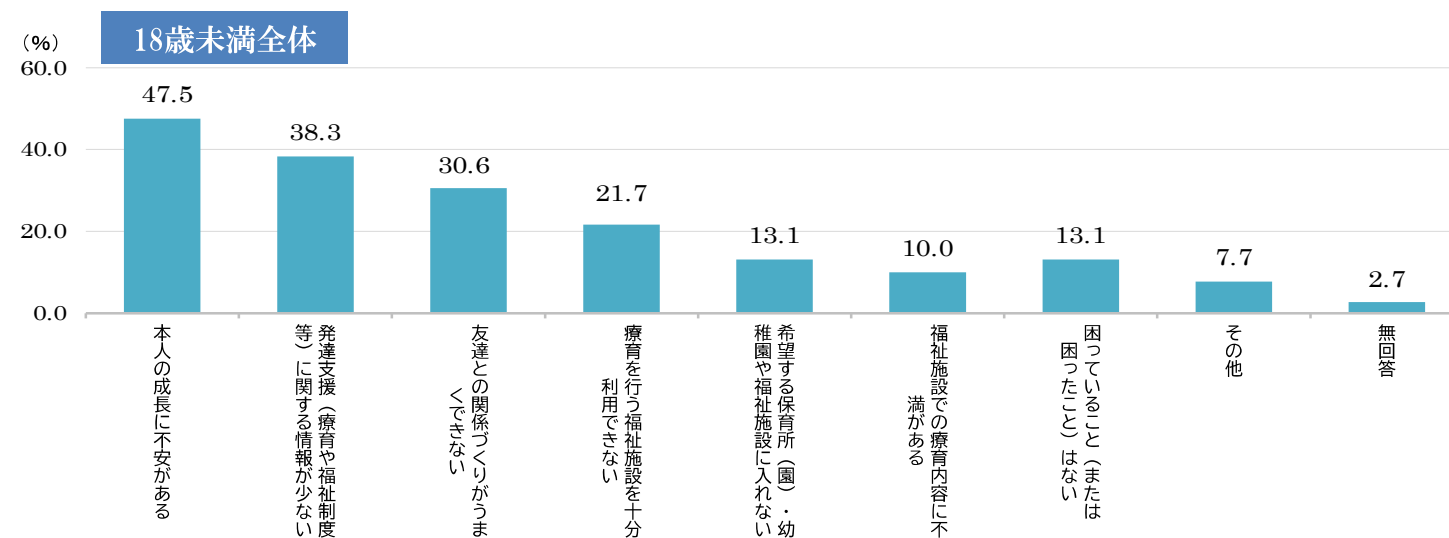
18歳以上手帳別



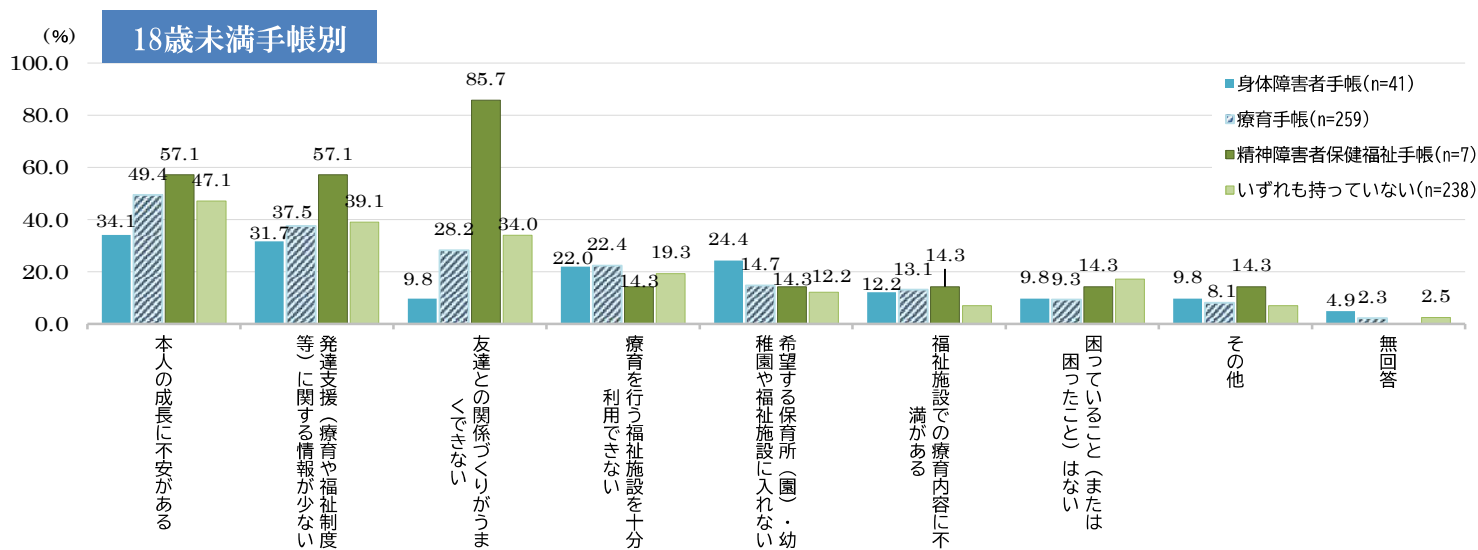
18歳未満手帳別



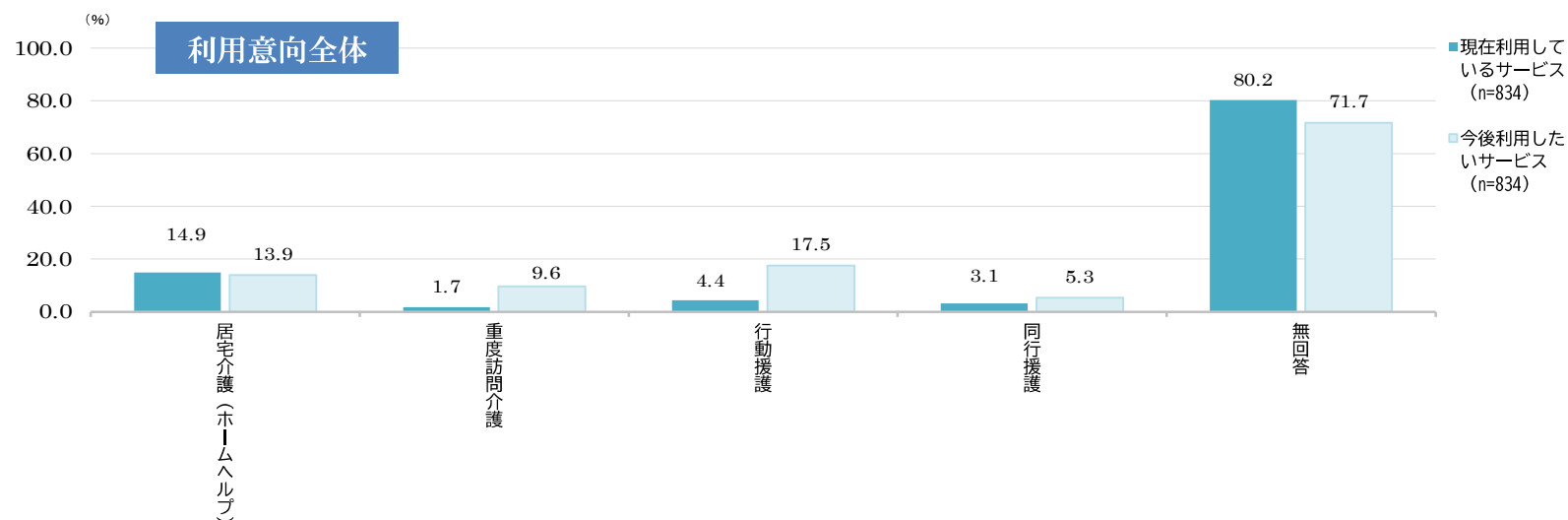
発達に関する支援について困っていること 〈複数回答〉 [18歳未満…問27]



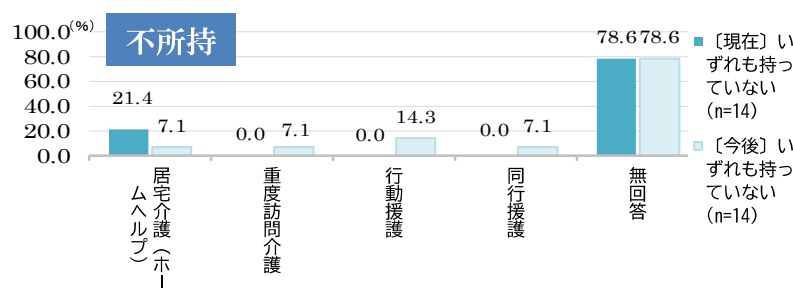
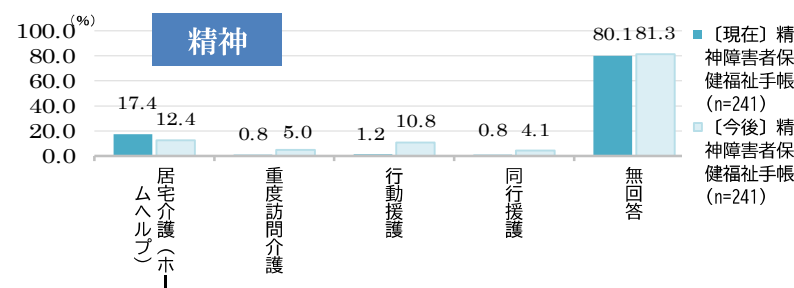
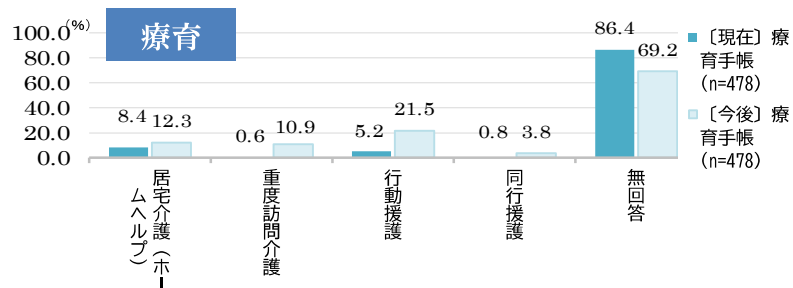
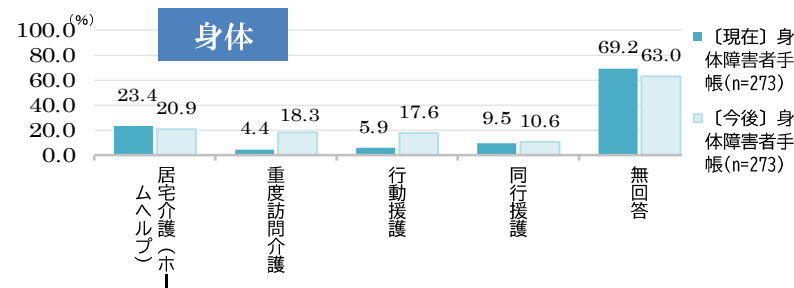
□ 発達に関する支援で困っていることは、「本人の成長に不安がある」「発達支援に関する情報が少ない」「友達との関係づくりがうまくできない」の順に高くなっている



訪問系サービスの利用について 〈複数回答〉 [18歳以上…問24]

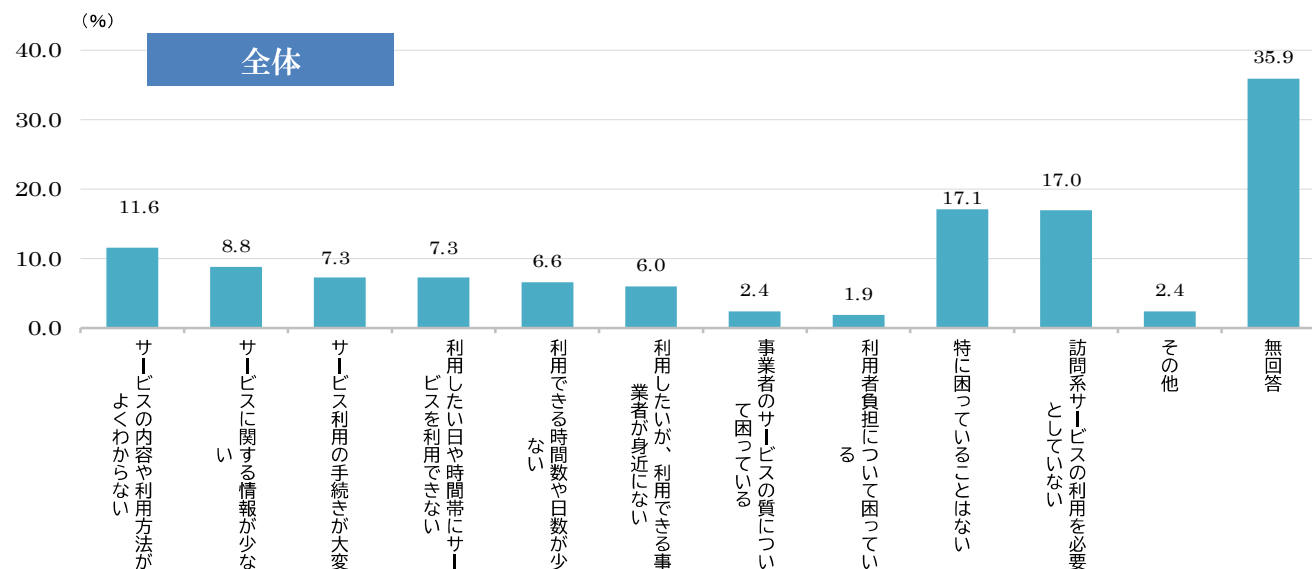


- 「行動援護」は「現在利用している」人よりも、「今後利用したい」人が10ポイント以上高くなっている
- 「行動援護」は手帳の区別なく、「今後利用したい」人が高くなっている。
- 「身体」「療育」では「重度訪問介護」も「現在利用している」人よりも、「今後利用したい」人が10ポイント以上高くなっている

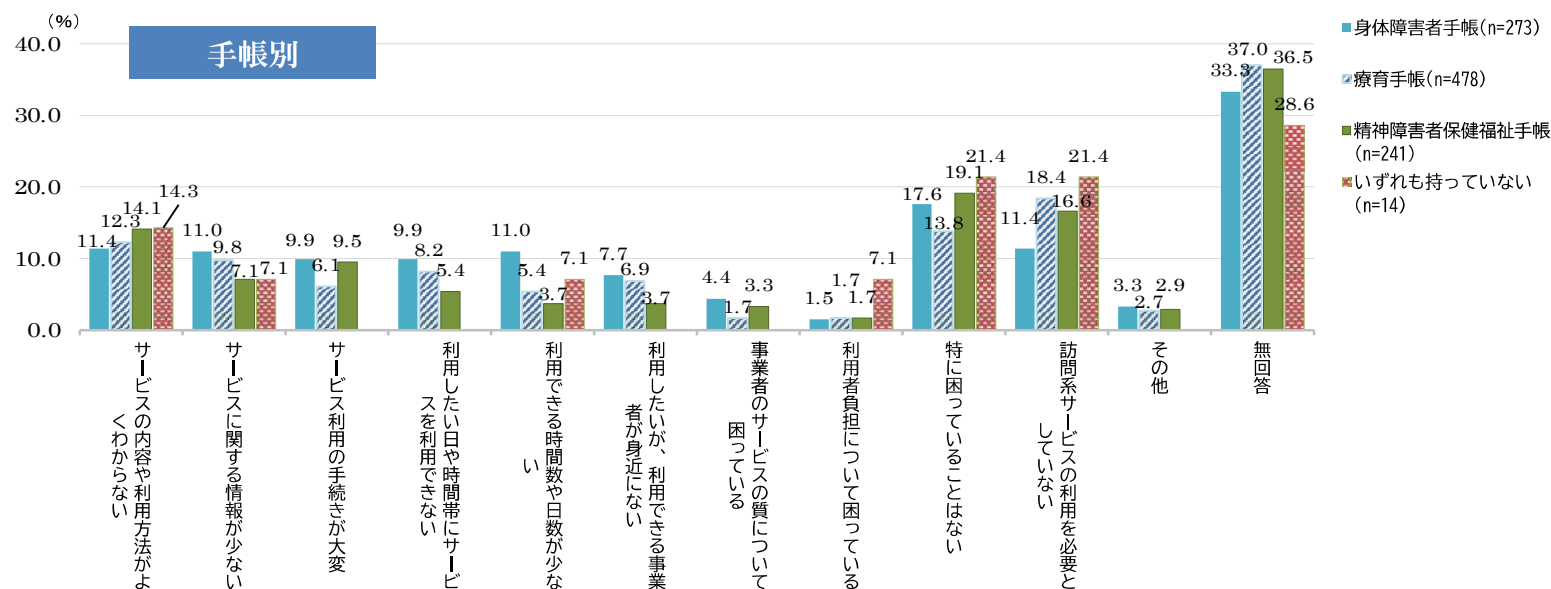


訪問系サービス利用の困ったことについて <複数回答>

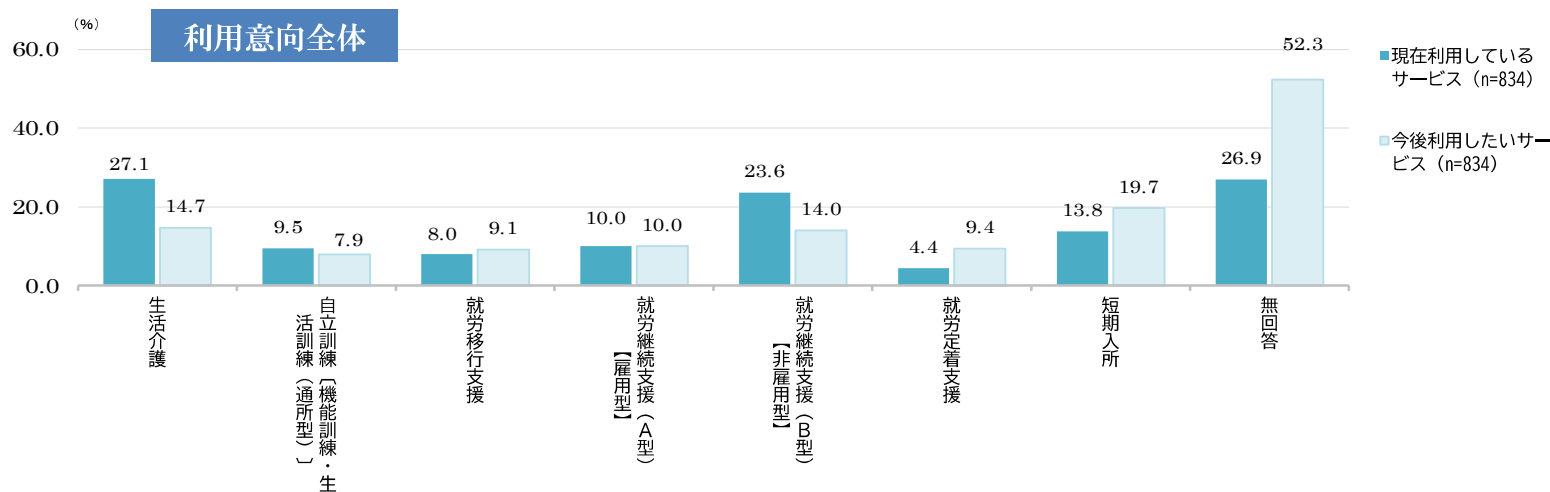
[18歳以上…問25]



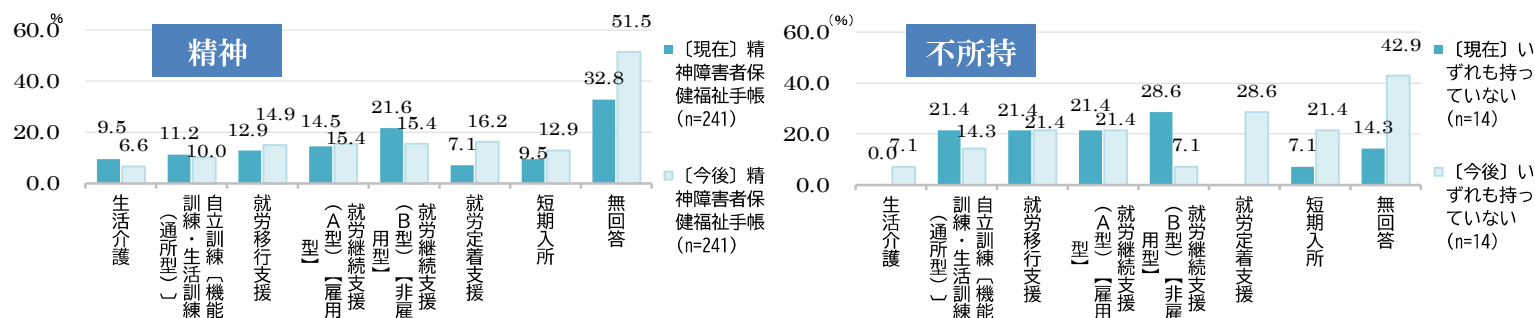
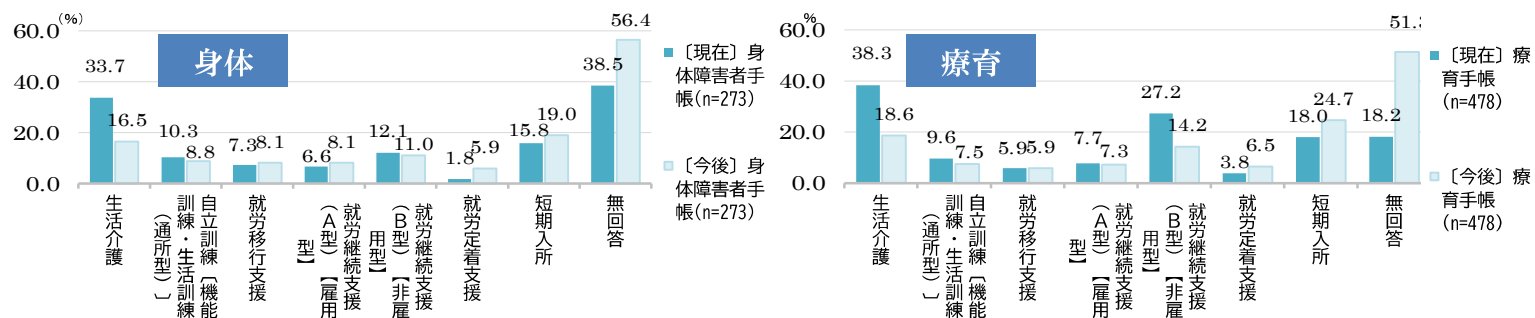
- 「サービスの内容や利用方法がよくわからない」「サービスに関する情報が少ない」などサービスの情報に関することが首位2位を占めている
- 利便性に関する「利用できる時間数や日数が少ない」は、手帳種別で差異が見られ、「身体」では1割を超えているが、「精神」では7ポイントほど低くなっている



日中活動系サービスの利用について 〈複数回答〉 [18歳以上…問26]

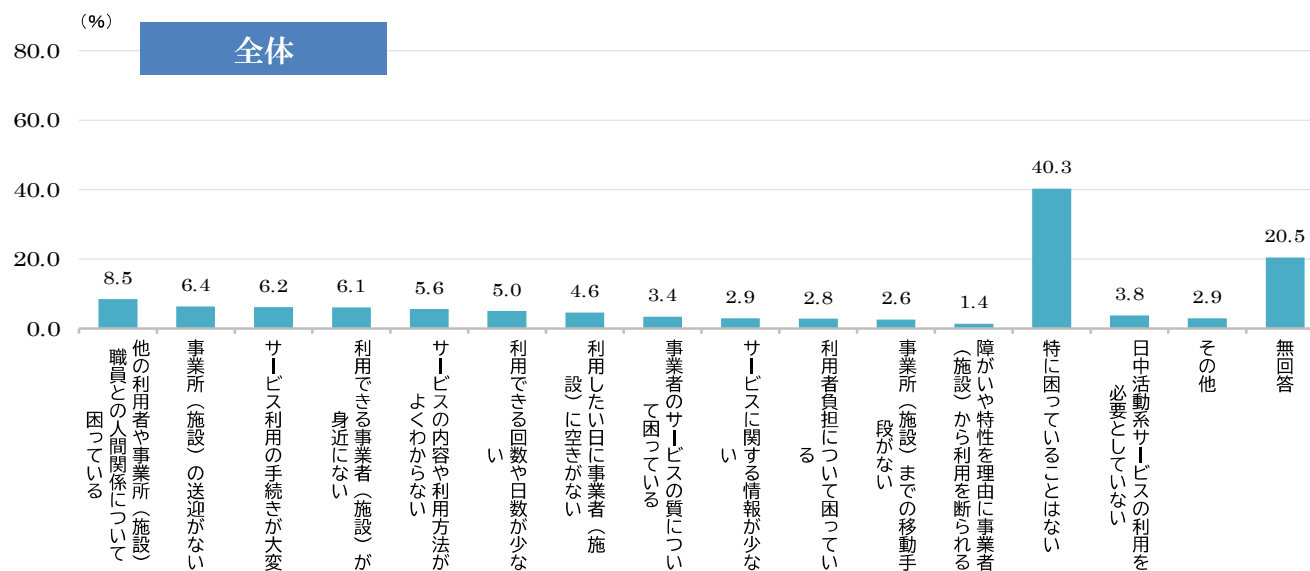


- 「現在利用している」日中活動系サービスは、「生活介護」「就労継続支援(B型)」「短期入所」の順に高くなっている。
- 「短期入所」は手帳の区別無く「今後利用したい」割合が「現在利用している」割合を上回っている

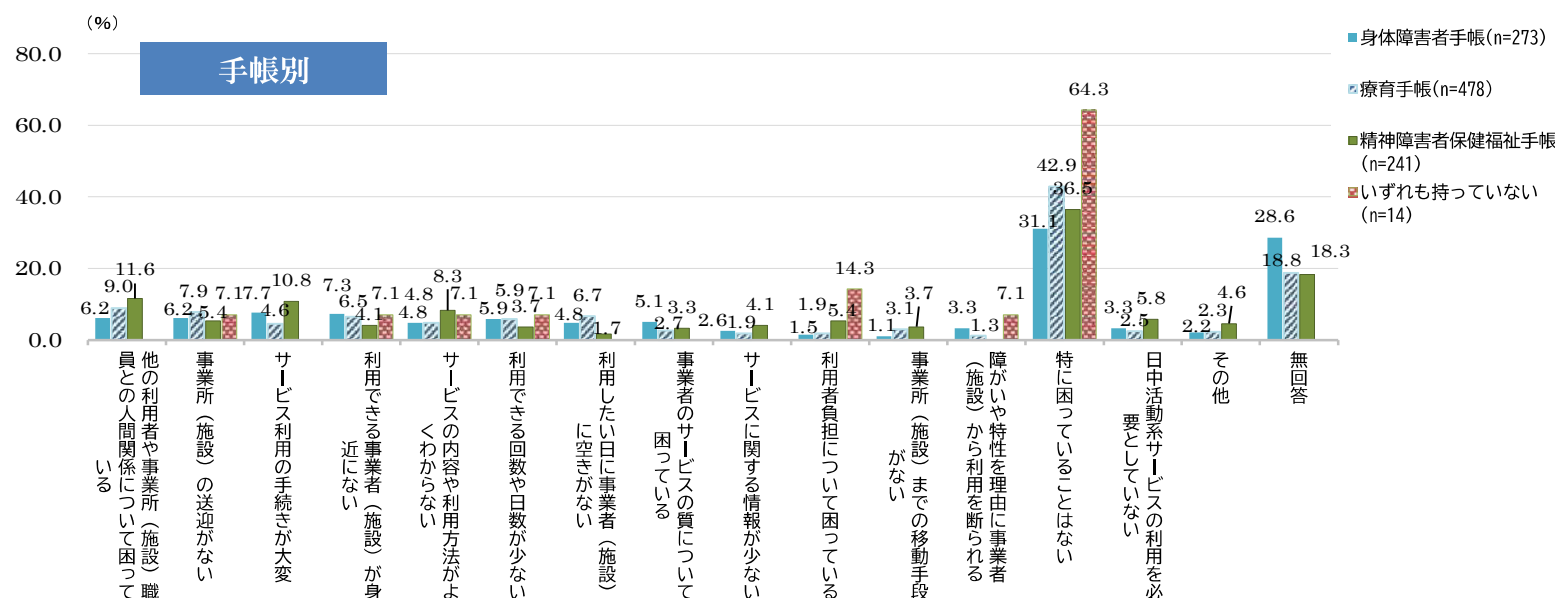


日中活動系サービス利用の困ったことについて <複数回答>

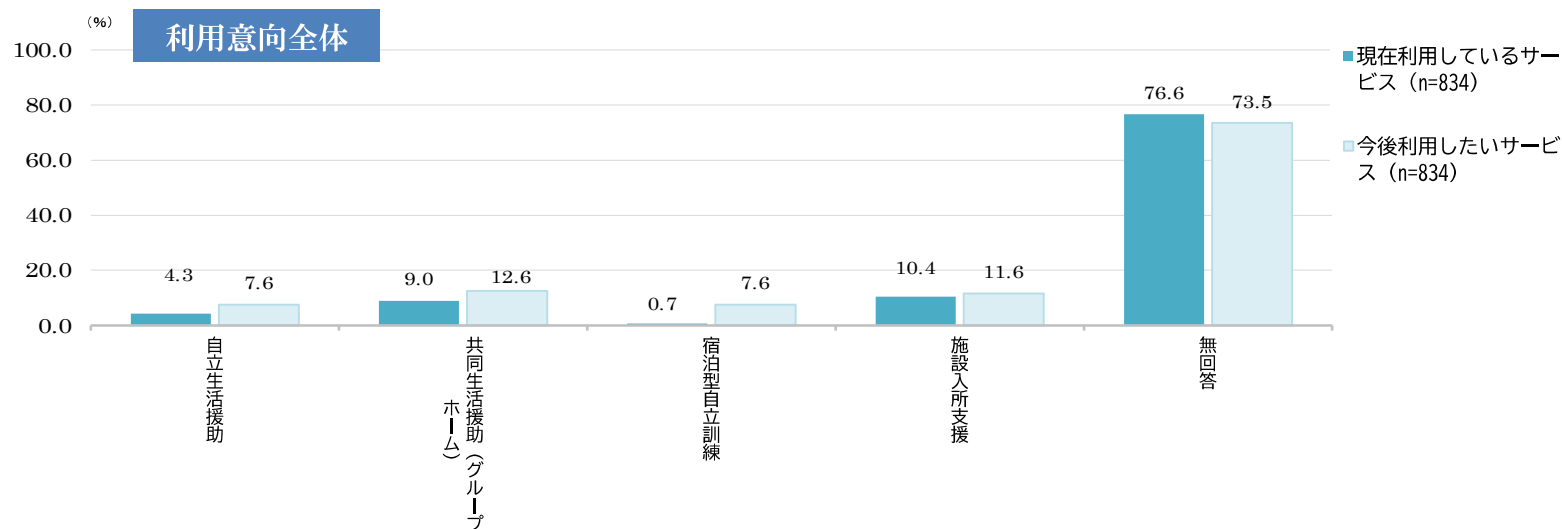
[18歳以上…問27]



- 障害者全体では「他の利用者や事業所(施設)職員との人間関係について困っている」が首位となっている
- 手帳別で見ると、「他の利用者や事業所(施設)職員との人間関係について困っている」は「精神」が他の手帳所持者よりもやや高くなっている

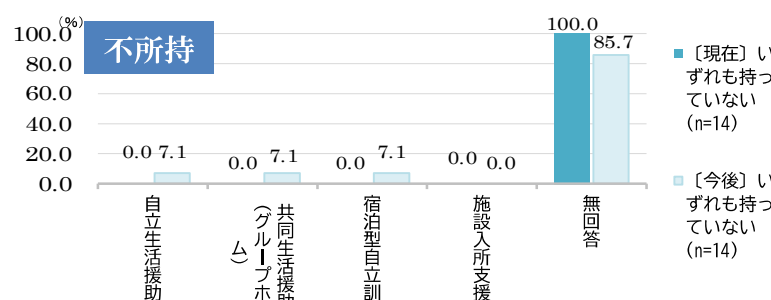
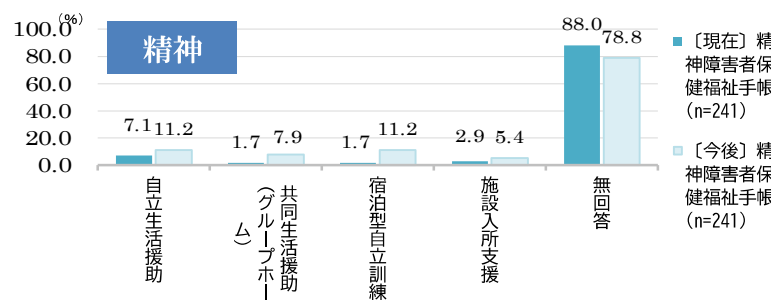
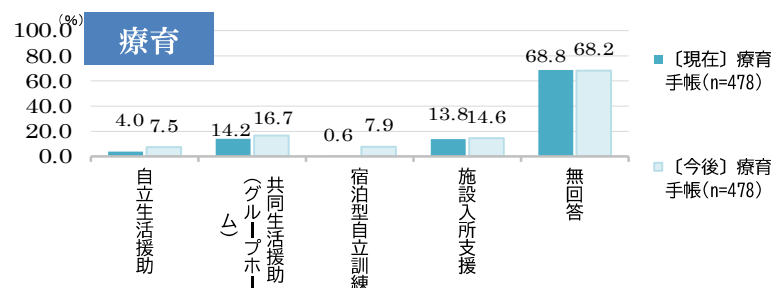
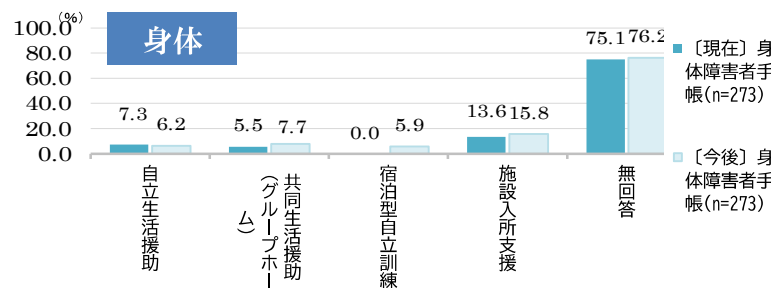


居住系サービスの利用について 〈複数回答〉 [18歳以上…問28]



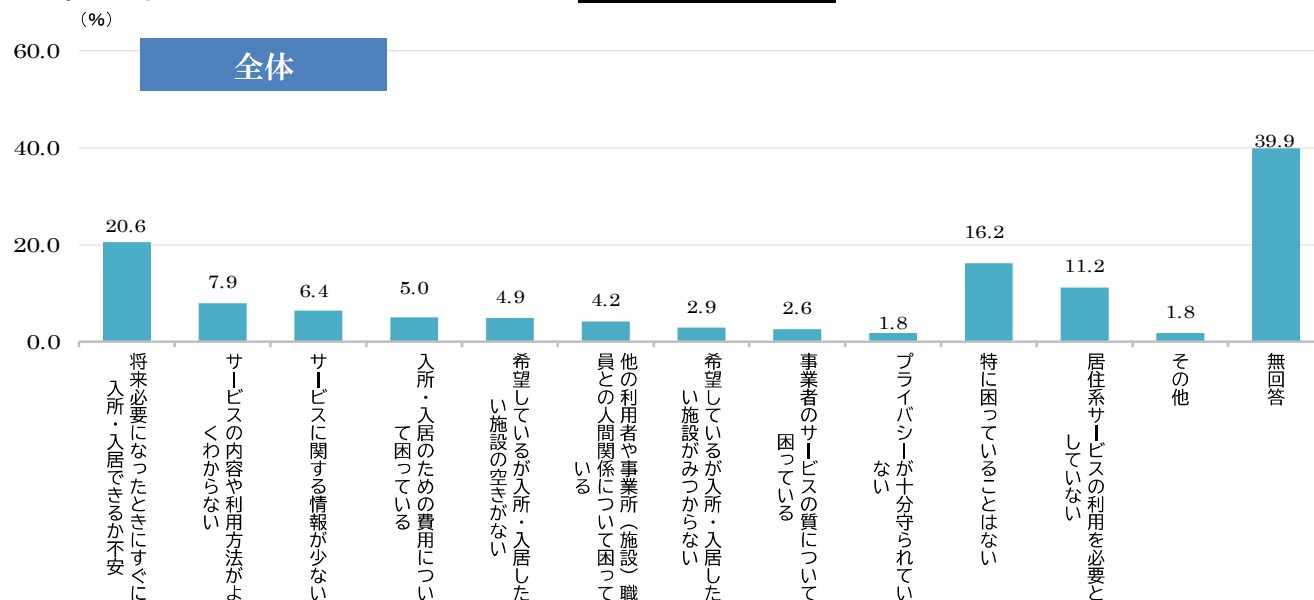
□ 全体ではいずれのサービスも「現在利用している」割合よりも「今後利用したい」割合がやや上回っている

□ 「宿泊型自律訓練」は「現在利用している」人はほとんどいないが、「今後利用したい」人は1割弱いる

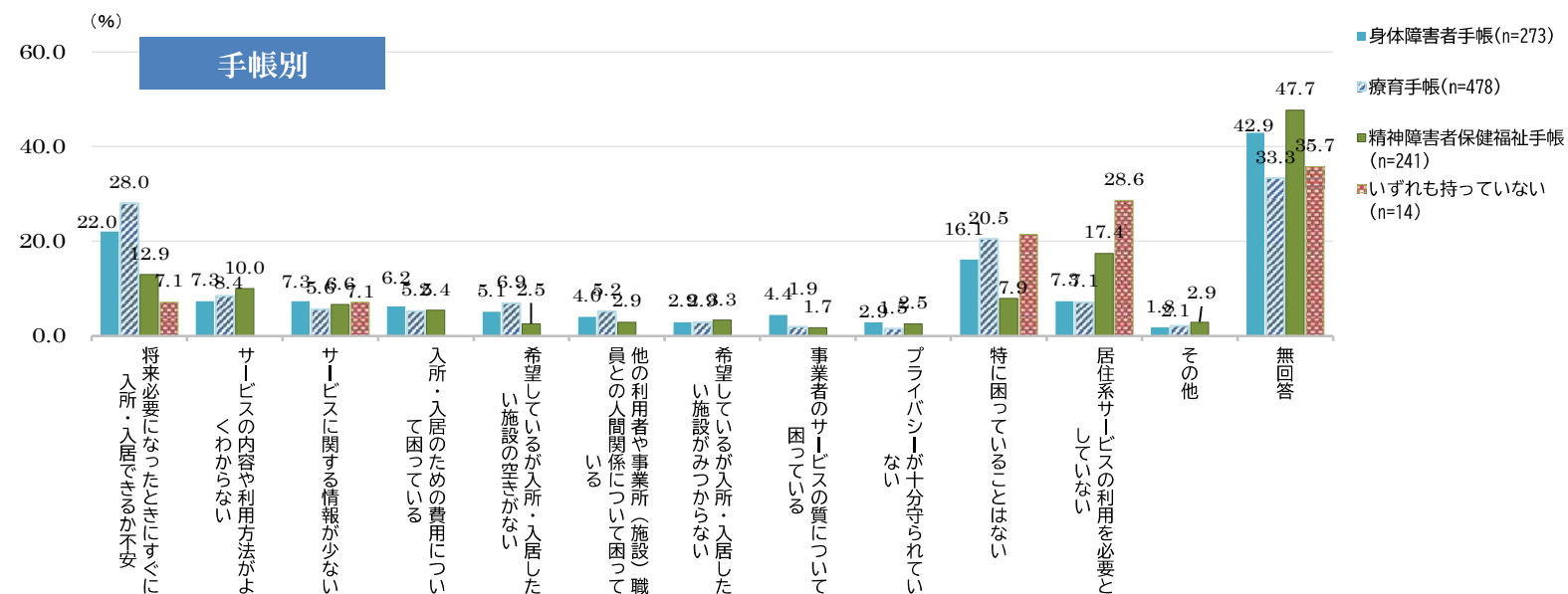


居住系サービス利用の困ったことについて <複数回答>

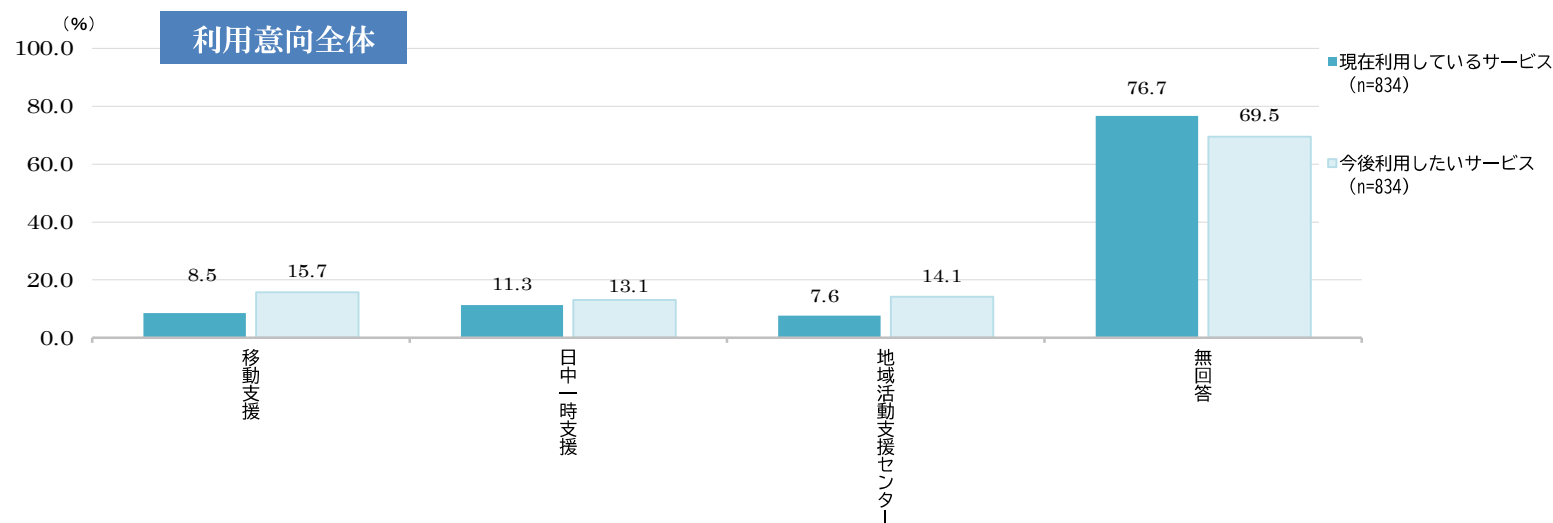
[18歳以上…問29]



- 「将来必要になったときにすぐに入所・入居できるか不安」の割合が最も高い
- 手帳別で見ると、「将来必要になったときにすぐに入所・入居できるか不安」は、「療育」が最も高くなっている



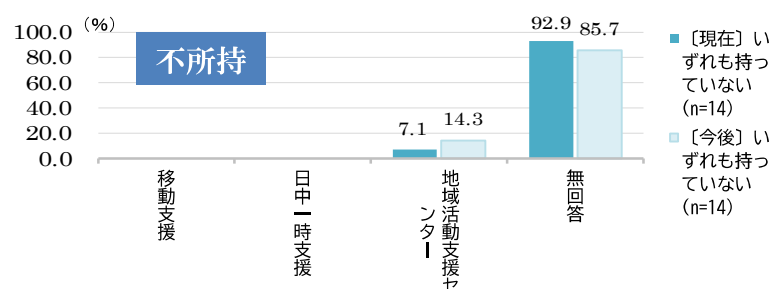
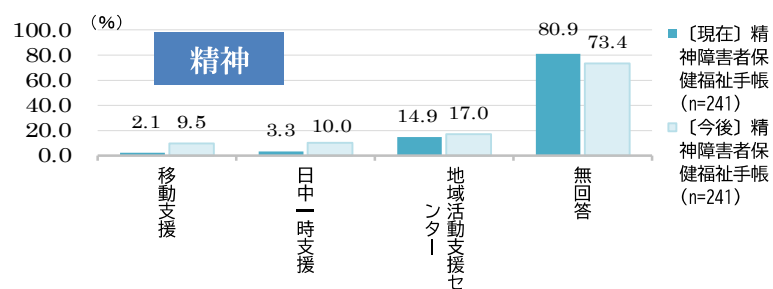
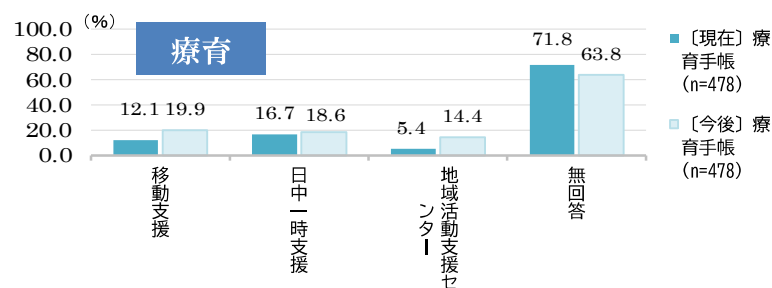
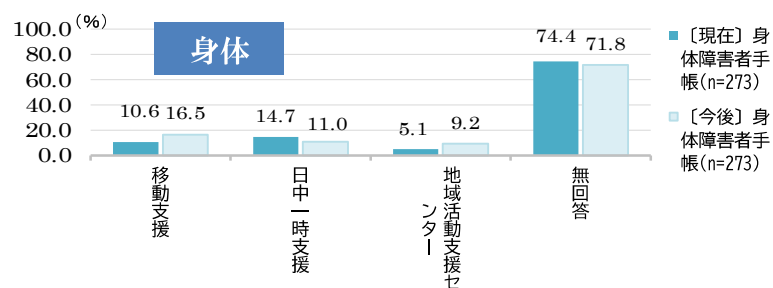
地域生活支援事業サービスの利用について 〈複数回答〉 [18歳以上…問30]



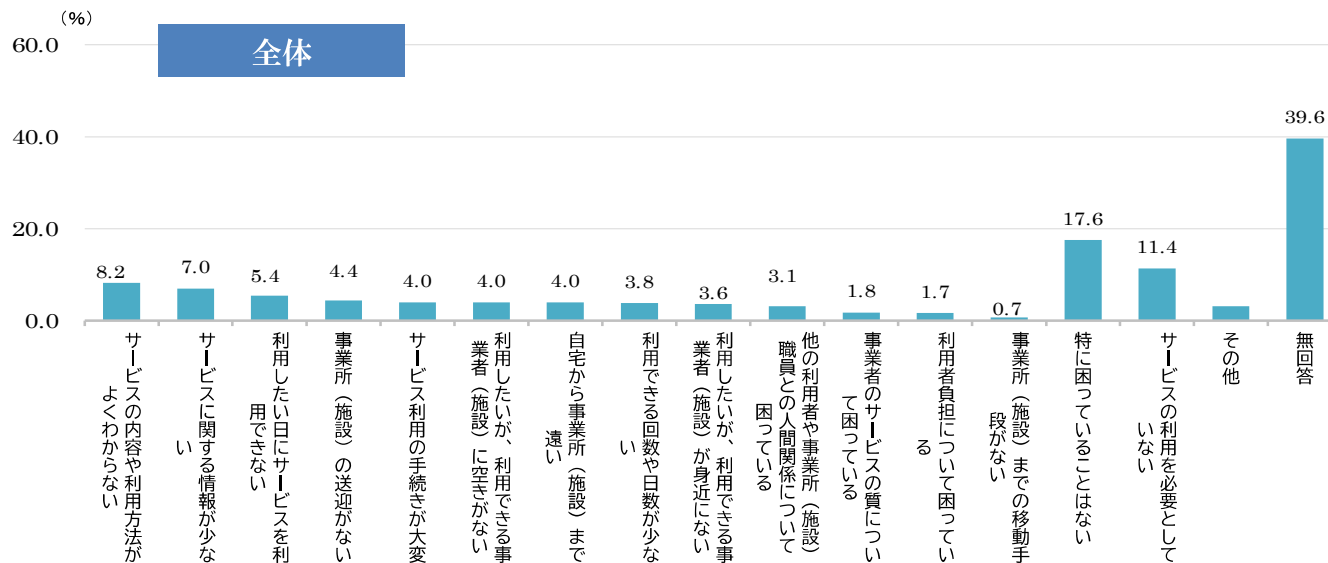
□ いずれのサービスも「現在利用している」よりも「今後利用したい」が上回っている

□ 「移動支援」が「今後利用したい」サービスで最も高い

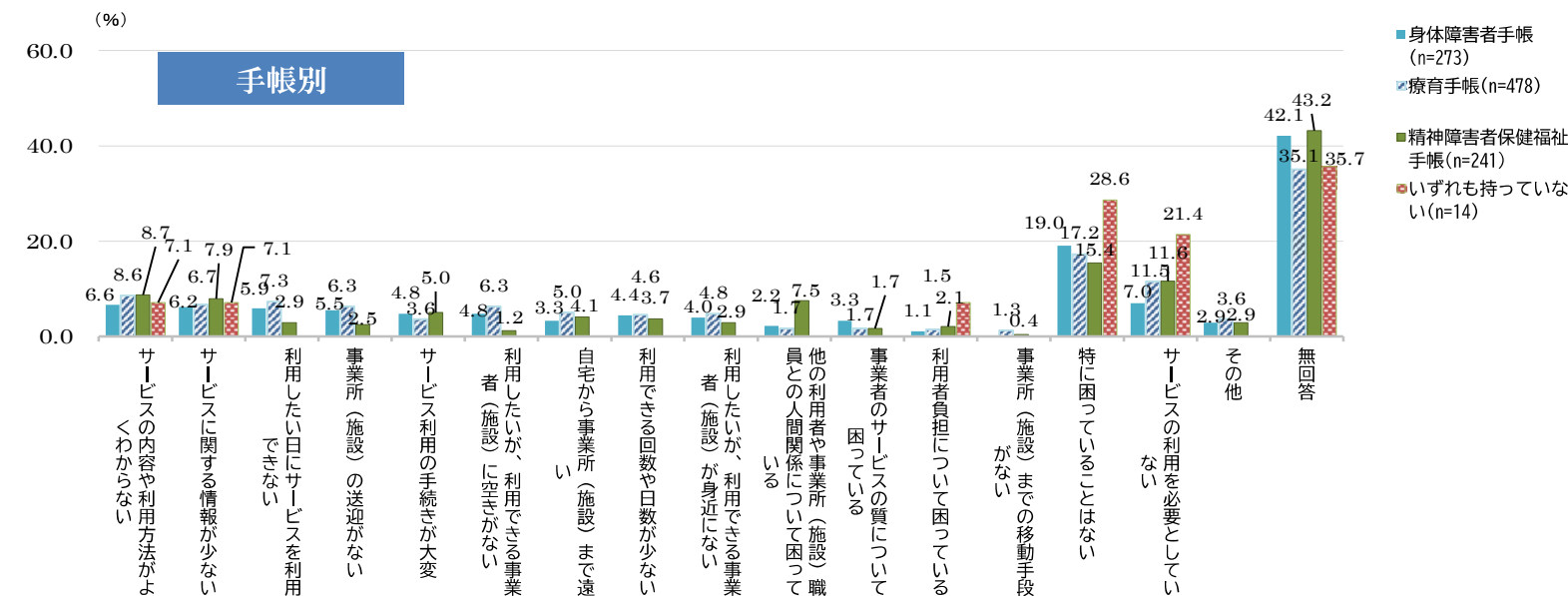
□ 手帳別で見ると、「今後利用したい」の割合は「身体」「療育」では「移動支援」、「精神」では「地域活動支援センター」が最も高くなっている



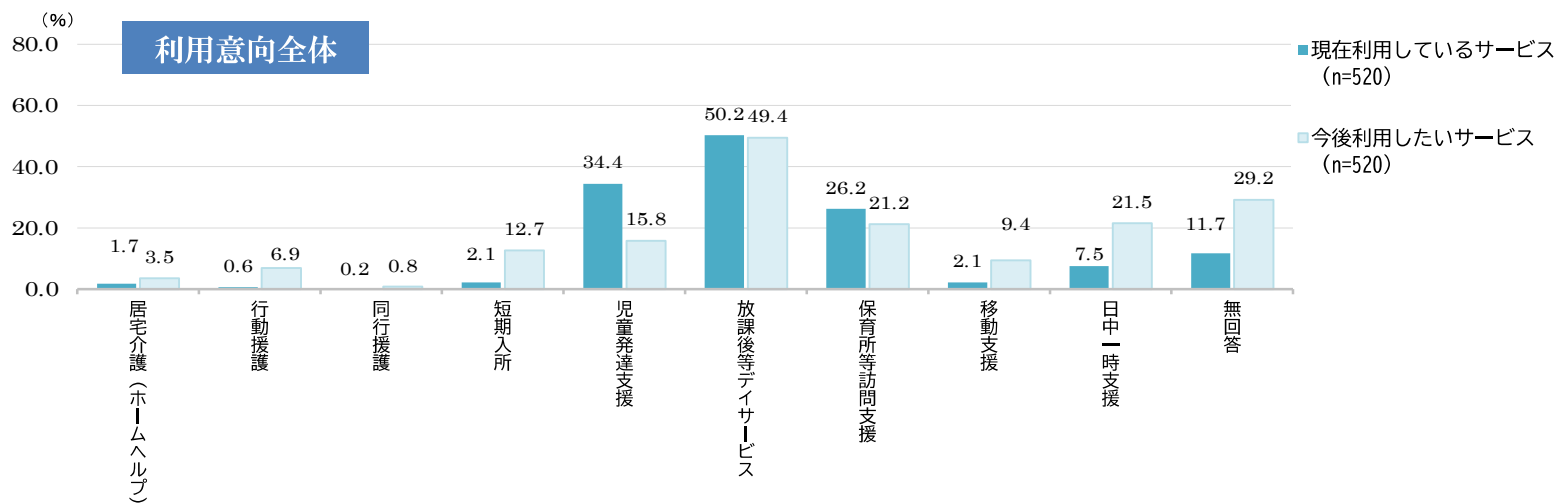
地域生活支援事業サービス利用の困ったことについて 〈複数回答〉 [18歳以上…問31]



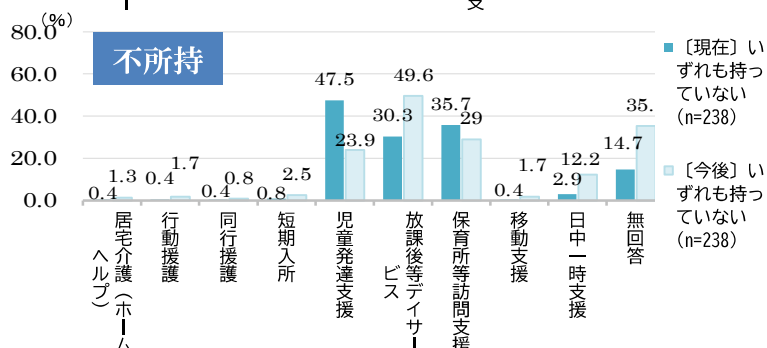
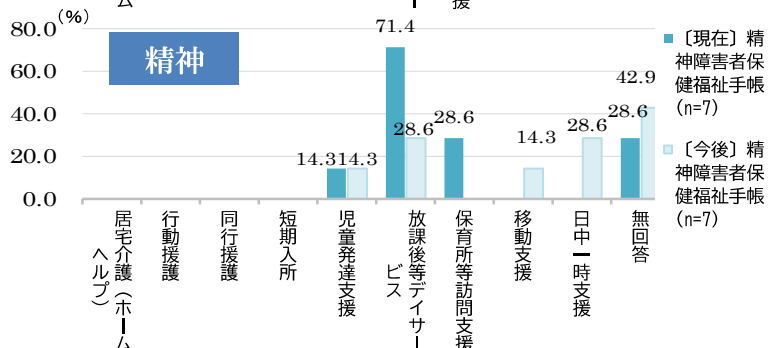
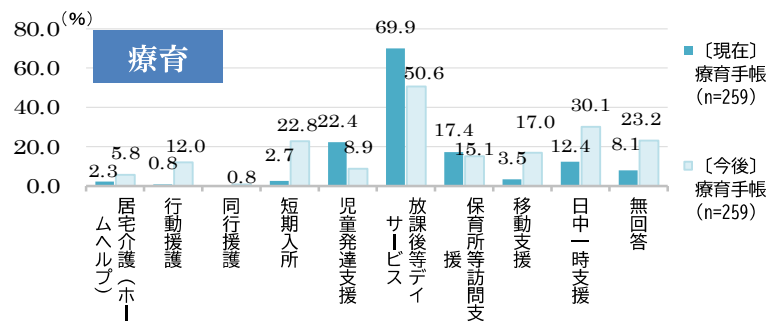
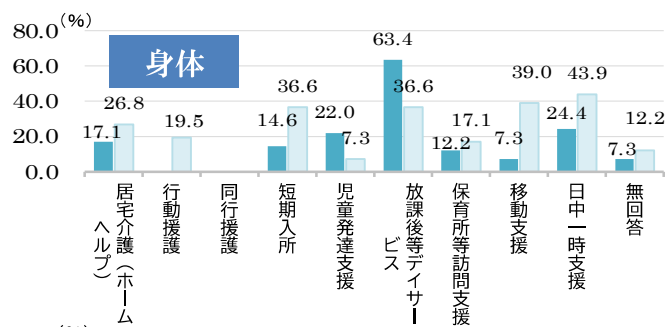
- 「サービスの内容や利用方法がよくわからない」「サービスに関する情報が少ない」などサービスの情報に関することが首位2位を占めている
- 「サービスの内容や利用方法がよくわからない」「サービスに関する情報が少ない」については、「身体」は他の丁重所持者よりもやや低い



障がい児サービスの利用について 〈複数回答〉 [18歳未満…問28]



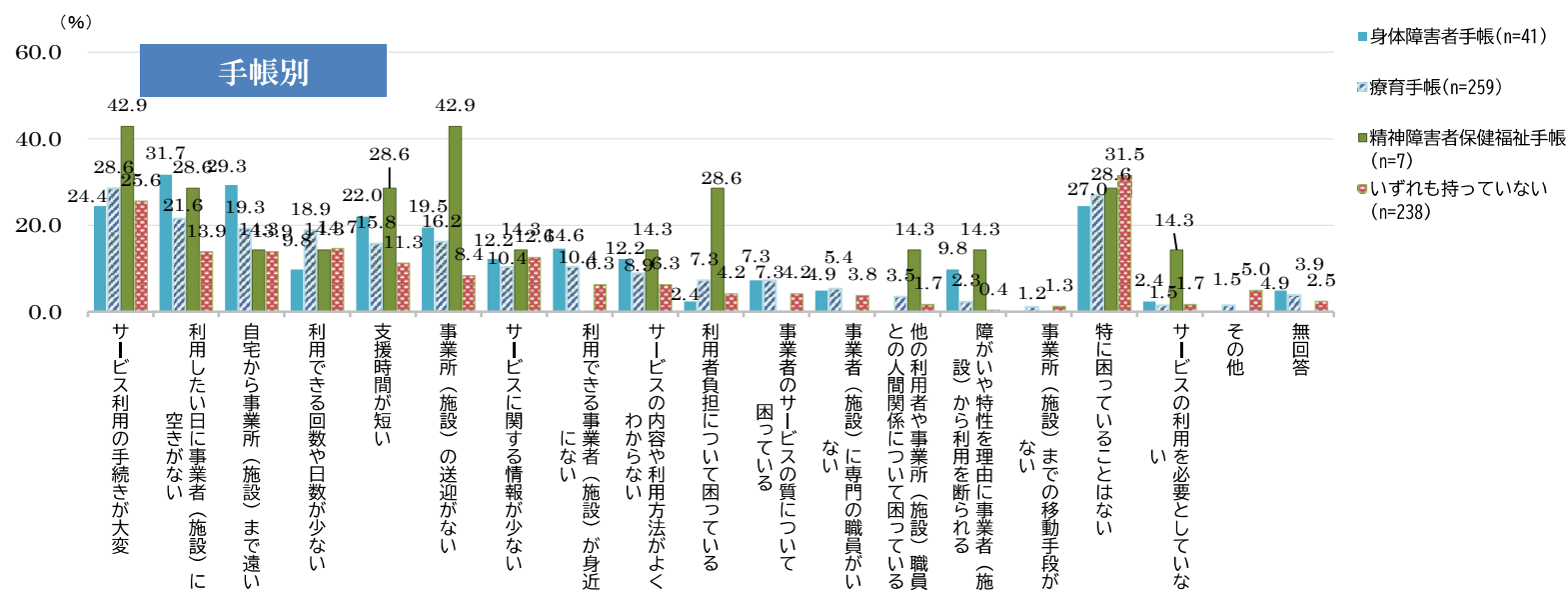
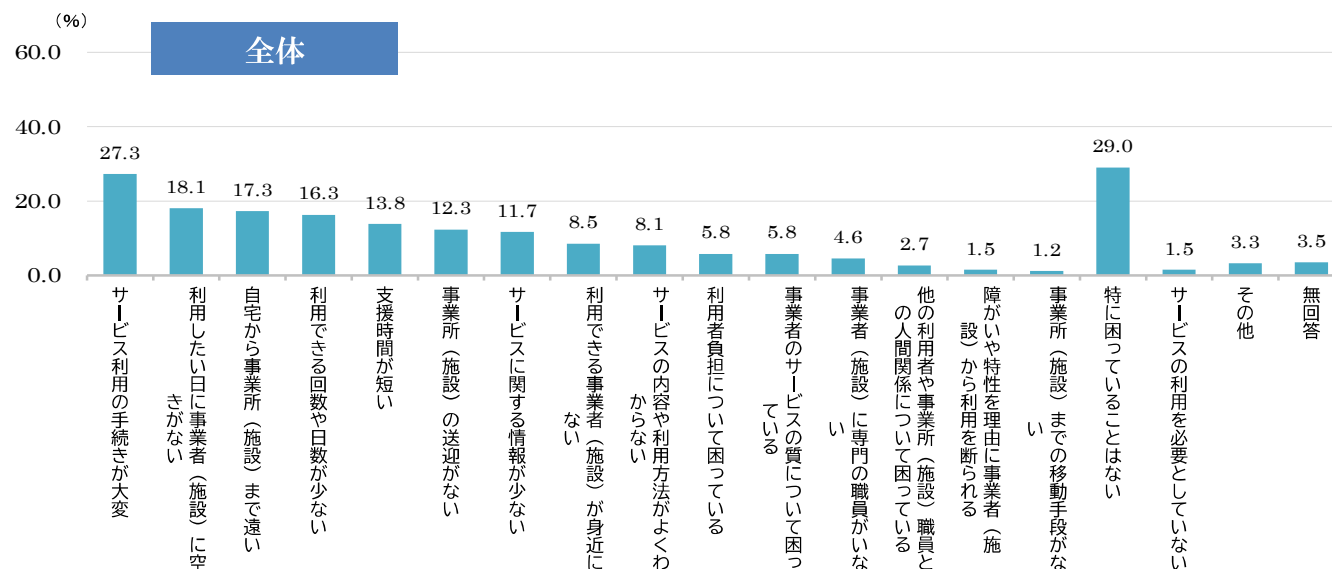
- 「放課後等デイサービス」が「現在利用している」、「今後利用したい」とも、5割前後となっている
- 「身体」では「居宅介護」「行動援護」「短期入所」「移動支援」「日中一時支援」の各サービスが「現在利用している」よりも「今後利用したい」の割合が6ポイント以上高くなっている



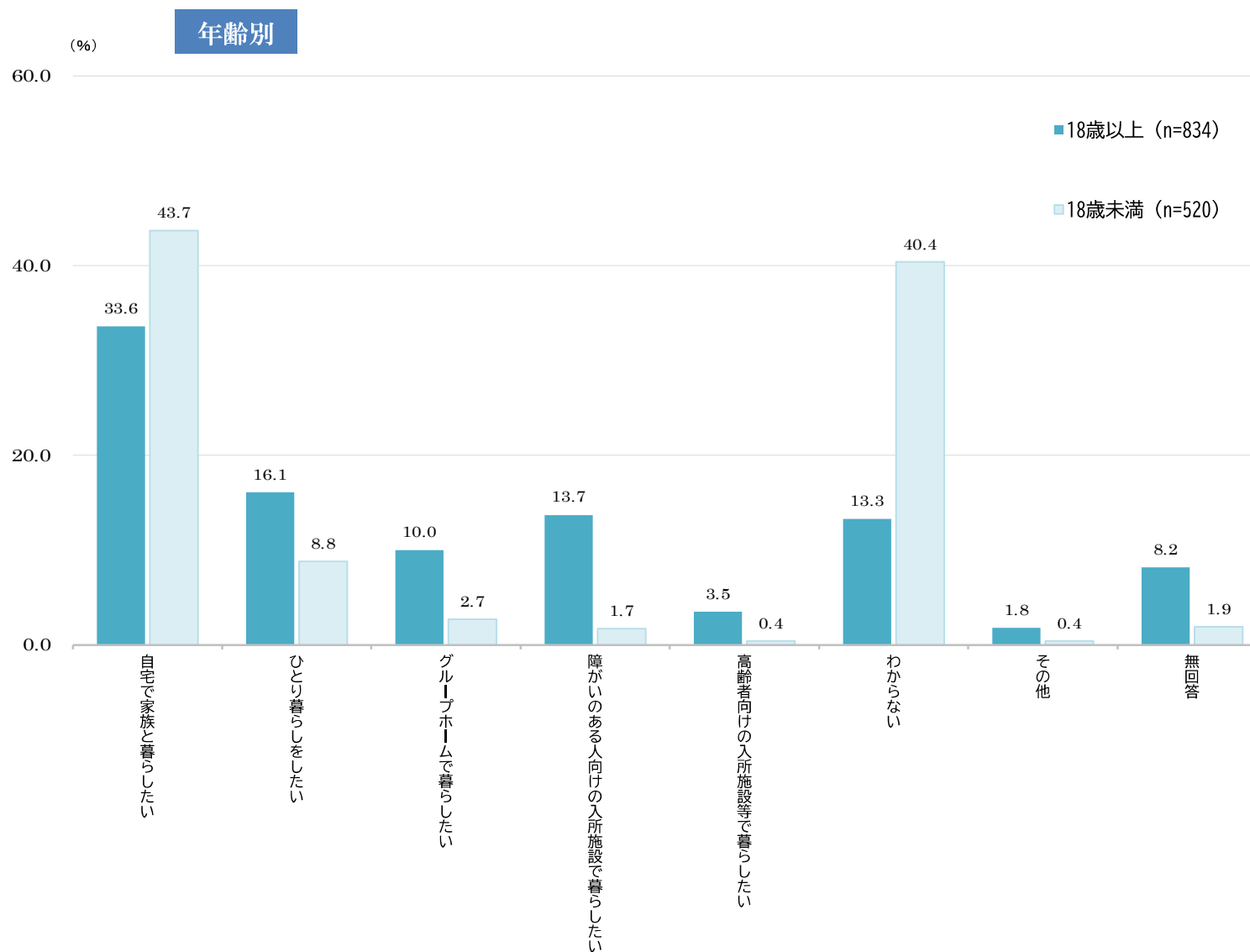
障がい児サービス利用の困ったことについて <複数回答>

[18歳未満…問29]

□ 「サービス利用の手続きが大変」が最も高く、2位に10ポイント程度の差をつけている

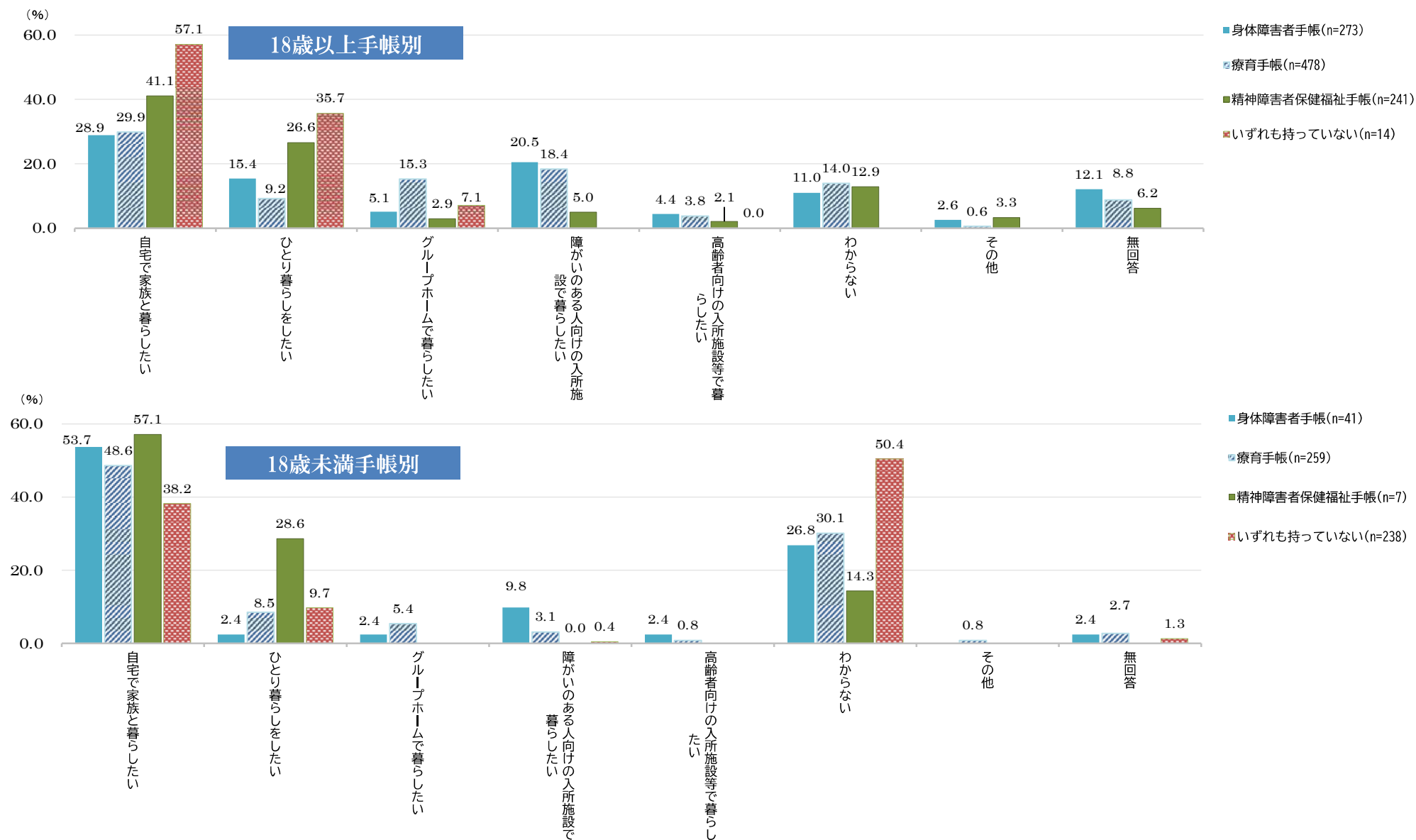


将来希望する暮らし方 〈複数回答〉 [18歳以上…問38・18歳未満…問34]

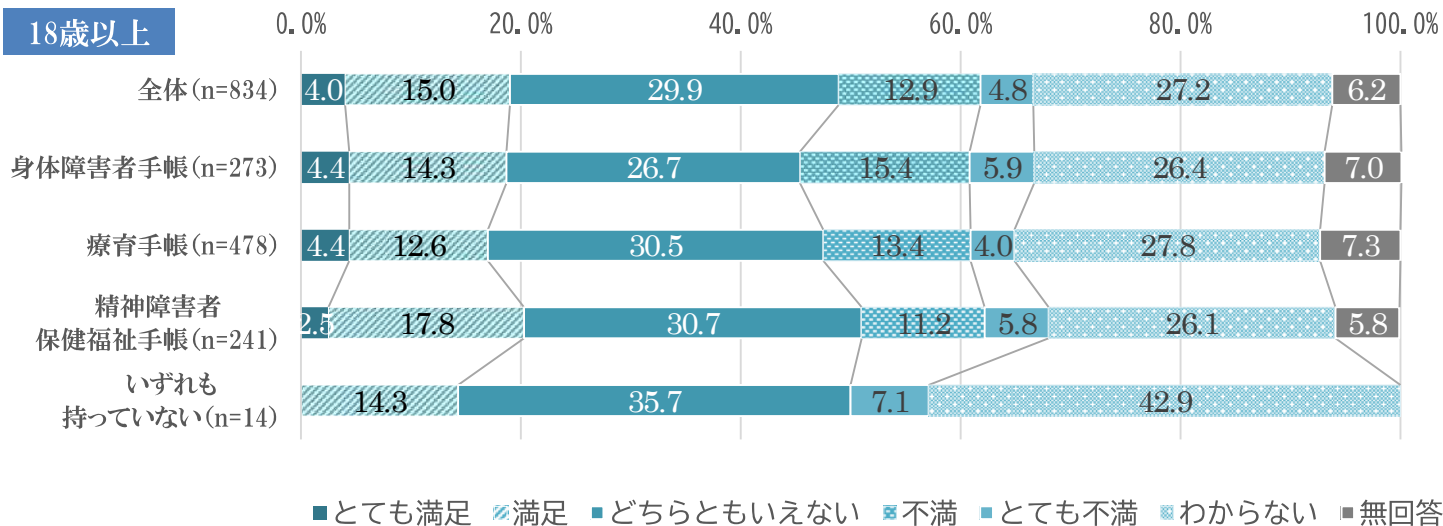


- 年齢にかかわらず「自宅で家族と暮らしたい」が首位となっているが、「18歳未満」が「18歳以上」よりも10ポイントほど高くなっている
- 手帳別で見ると、「自宅で家族と暮らしたい」は「18歳以上」では「精神」「療育」「身体」の順で高くなっており、「精神」と「身体」では10ポイントほどの差異がみられる。「18歳未満」では、「精神」「身体」「療育」の順となっているが、「18歳以上」ほどの差異は見られない

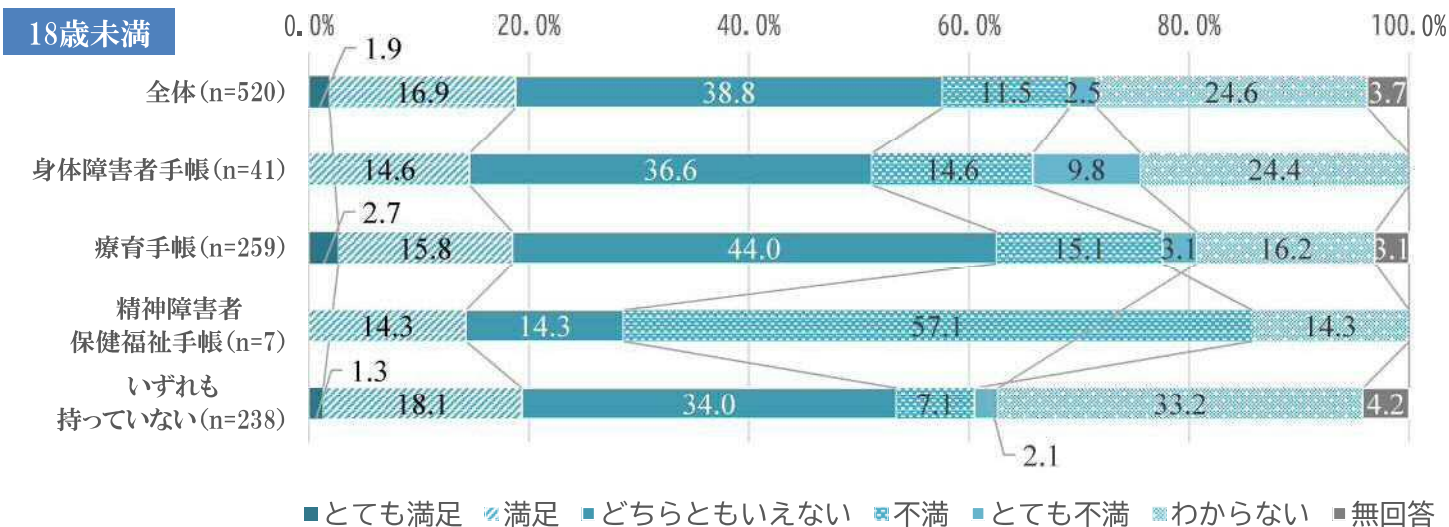
将来希望する暮らし方 〈複数回答〉 [18歳以上…問38・18歳未満…問34]



障がい福祉の施策全般についての満足度 〈複数回答〉 [18歳以上…問41・18歳未満…問37]



□「18歳以上」「18歳未満」とも、「とても満足」「満足」を合わせた全体の割合は2割弱



手指消毒剤配付事業	健康福祉部障害保健福祉課 電話: 457-2864
-----------	------------------------------

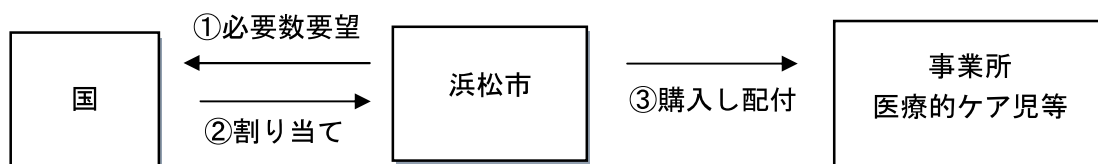
(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	7,738	5,475	0	0	2,263

※障害者生活支援・社会支援事業 4,288 千円、地域活動支援センター事業 460 千円、日常生活支援事業 2,990 千円の合計

目的	障害がある人を受け入れる事業所や在宅で医療的ケアを必要とする人に対し、手指消毒剤を配付することにより新型コロナウイルス感染防止対策を促進する。		
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害がある人を受け入れる事業所においては、サービスの提供を継続するため、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する必要がある。 ・ 痰吸引等の医療的ケアを行う際は、感染予防のため機器等の消毒を行う必要があるが、手指消毒剤の需給が全国的に逼迫している。 ・ 国の令和 2 年度補正予算（第 1 号）において、手指消毒剤を優先的に供給する必要がある事業所等に対する配付について、国の財政支援が決定した。 		
事業内容	国の優先供給制度により市で手指消毒剤を一括購入し、障害がある人を受け入れる事業所等に対し、3 か月相当分の手指消毒剤を配付する。		
	支援対象等		
	No.	支援対象	対象数
	1	日中一時支援事業所	56 事業所
	2	地域活動支援センター	6 事業所
3	医療的ケア児等 ※在宅で人工呼吸器の使用や痰吸引が必要な人	150 人	
計		7,738	

国の優先供給の流れ



衛生管理体制確保等支援事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2860

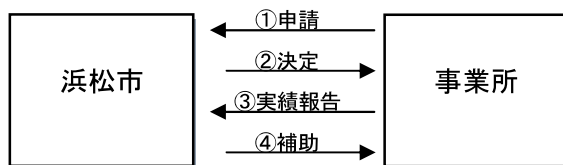
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	78,268	51,012	0	0	27,256

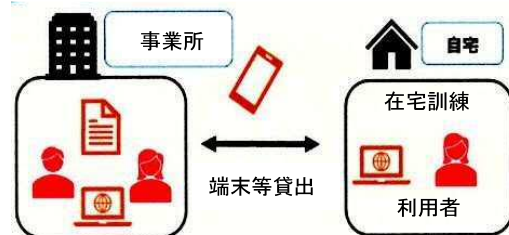
※障害者施設整備費助成事業 78,268 千円

目的	障害福祉サービス等事業所に対し、新型コロナウイルス感染防止対策の衛生管理体制確保等に必要な費用を助成することで、障害福祉サービスの提供を継続する。																		
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等事業所においては、サービスの提供を継続するため、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する必要がある。 ・ 国の令和2年度補正予算（第1号）において、障害福祉サービス等の衛生管理体制確保等について、国の財政支援が決定した。 																		
事業内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>補助対象経費・事業所</th> <th>補正額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>衛生管理体制の確保</td> <td> 障害者サービス等事業所に対する衛生用品の調達等に要する経費 対象事業所数 698 事業所 ・ 衛生用品（マスク、手指消毒剤、手袋、防護服等）の調達 ・ 簡易陰圧装置の設置 ・ 施設の消毒、洗浄 </td> <td>71,268</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>テレワーク等の導入支援</td> <td> 在宅就労・在宅訓練促進等を目的とした事業所のテレワーク等の導入費用 対象事業所数 10 事業所 ・ ノートパソコン・タブレット購入費用等 </td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計</td> <td>78,268</td> </tr> </tbody> </table>			No.	項目	補助対象経費・事業所	補正額 (千円)	1	衛生管理体制の確保	障害者サービス等事業所に対する衛生用品の調達等に要する経費 対象事業所数 698 事業所 ・ 衛生用品（マスク、手指消毒剤、手袋、防護服等）の調達 ・ 簡易陰圧装置の設置 ・ 施設の消毒、洗浄	71,268	2	テレワーク等の導入支援	在宅就労・在宅訓練促進等を目的とした事業所のテレワーク等の導入費用 対象事業所数 10 事業所 ・ ノートパソコン・タブレット購入費用等	7,000	計			78,268
No.	項目	補助対象経費・事業所	補正額 (千円)																
1	衛生管理体制の確保	障害者サービス等事業所に対する衛生用品の調達等に要する経費 対象事業所数 698 事業所 ・ 衛生用品（マスク、手指消毒剤、手袋、防護服等）の調達 ・ 簡易陰圧装置の設置 ・ 施設の消毒、洗浄	71,268																
2	テレワーク等の導入支援	在宅就労・在宅訓練促進等を目的とした事業所のテレワーク等の導入費用 対象事業所数 10 事業所 ・ ノートパソコン・タブレット購入費用等	7,000																
計			78,268																

事業の流れ



オンラインでの在宅訓練イメージ



障害児通所支援事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話: 457-2863

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	75,696	56,772	0	0	18,924

目的	新型コロナウイルスの感染防止対策として特別支援学校等が臨時休業したことに伴う、放課後等デイサービスの利用増加に対し、利用者への支援を行う。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・就学中の障がいのある子どもの自立促進及び居場所づくりの推進のため、従来から放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供している。 ・新型コロナウイルスの感染防止対策として、特別支援学校等が4月11日から5月31日まで臨時休業となったため、放課後等デイサービスの利用が増加した。 ・国の令和2年度補正予算(第1号)において、利用者及び自治体負担分の費用に対する国の財政支援が決定した。
事業内容	<p>1 対象期間 令和2年4月11日から5月31日まで(特別支援学校等の臨時休業期間)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) 学校休業に伴う放課後等デイサービスの利用増加分 70,720千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに支給決定を受けた児童のサービス利用 ・既存利用者のサービス利用増加 ・休業日単価の適用による報酬の増加 ・開所時間の延長支援加算額の増加 <p>(2) 代替サービスの提供にかかる利用者負担分 4,976千円 特別支援学校等の臨時休業時に、放課後等デイサービス事業所が電話等の方法により利用者の健康管理等を行った場合の利用者負担額</p>

令和2年4月・5月分の放課後等デイサービスにかかる財源

